

第47回平成24年9月与謝野町議会定例会会議録(第6号)

招集年月日 平成24年9月25日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時33分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	浪江 昭人	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課主幹	城崎 敏一	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之
代表監査委員	足立 正人		

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

ご報告いたします。朝倉住民環境課長より欠席の届けが参っております。代理として城崎主幹に出席をいただいておりますので、皆さんにお知らせをしておきます。

ただいまの出席議員は、18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

最初に、7番、伊藤幸男議員の一般質問を許します。

7番、伊藤議員。

7番(伊藤幸男) それでは、私は事前通告に基づきまして、低所得層、とりわけ高齢者や零細業者の租税負担について一般質問を行います。

質問に入る前に、質問項目に関連し、それを取り巻く幾つかの情勢や問題、私の見解を述べておきたいと思います。

第1点目は、暮らしを支える社会保障の問題です。

民主党政権は、税と社会保障の一体改革と称して自民党や公明党と密室談合を行い、関連法案を強行した社会保障制度改革推進法というのは密室協議で自民党が急に持ち出し、それを民主党が丸のみしたものであります。その内容は、社会保障の基本は自助・自立の自己責任であるとして、国と地方自治体の公的責任と財政支出を大幅に後退させる方向を鮮明にしていることです。医療崩壊、介護難民などを生み出した小泉構造改革以上の激痛を国民にもたらしかねないと、多くの医療関係者が抗議をしているわけであり、国民皆保険を突き崩すような条項もあり、日本医師会でさえ、混合医療の全面解禁につながりかねないと厳しく批判をしています。しかも、民主、自民、公明の密室協議での中身は、消費税増税で浮いた財源を、事もあるうに社会保障には使わずに、政権公約で反対していたはずの大型開発、大型公共事業を進めるというわけであり、二大政党とは何だったのか。このことが鋭く問われているのではないのでしょうか。

二つ目は、ワーキングプアと呼ばれている働く貧困層をつくりだした労働法制の解約問題と、最低賃金の問題です。

見直すとしていた労働法の改正も財界大企業からの要求で流産された格好で、低賃金で働かされている非正規雇用の問題が基本的に放置されたままです。また、日本経済の最大の弱点とも言われている内需の拡大の重要な柱である最低賃金も見直されたものの、全国平均でいいますと、わずか7円の引き上げにとどまり、744円にとどまりました。2年前に政府と経団連連合で合意していた1,000円にはほど遠いものであります。この点では、この数十年、政府が中小企業対策費を削減し続けていた問題もありますが、抜本的な中小企業支援が欠かせません。

三つ目は、消費税増税の問題です。

国会論戦で日本共産党は、財政危機の点でも、社会保障の充実の点でも、また日本経済の再建の点でも、消費税の増税に頼らない道があるという提案を国会論戦で行いました。これには、自民党政権や民主党政権の中心的な経済政策にかかわった研究者たちも賛同しており、中小企業や

医師会、宗教団体、自治体、福祉団体、教育団体などの役員の幹部の皆さんの中で大きな反響があり、共同の輪が広がっています。

四つ目は、テレビや新聞などのマスコミ、マスメディアの異常な報道です。

国民世論は、どんな世論調査でも、現在でも過半数が明確に消費税増税に反対をしています。ところが、読売、朝日、毎日など大新聞は、昨年来、そろいもそろって消費税の増税を求めるといふ異常な翼賛報道を続けてきました。世界の中でも、消費税の増税やめて新しく進もうと模索する国も生まれています。消費税増税に頼らない経済改革も探求しないで、国民を恫喝するだけで、まともな言論機関、ジャーナリズムの役割は果たせません。しかも、消費税増税の問題だけでなく、原発再稼働でも、TPP問題でも、橋下維新の会の問題でも、またほかの問題でも、国民の立場では考えられないような異常な報道を続けている点であります。

それでは、本題に移りたいと思います。

高齢者社会が進むもとの、高齢者の独居世帯が広がり、年金だけを頼りにしている高齢者にとって厳しい生活を強いられています。年金収入から介護保険料と後期高齢者などを天引きされ、「暮らしがやっていけない」「希望が持てない」という切実な声や訴えが少なくない方々から寄せられています。また、同時に町内の零細業者でも、長期にわたる不況により売り上げが減少、低迷し、深刻な経営難に落ち込み、資金繰りにあえいでおられます。「今まで国保税や消費税を最優先で払ってきたが、わずかな親の年金や貯蓄で賄ってきた。このままでは営業も暮らしもだめになり、限界にきている」などと訴えておられます。

それでは質問項目に入ります。

「今の少ない年金の収入では、親族などの慶弔見舞や近所のつき合いなどやっていけない。どうしたらよいのか」、こういう悲壮な訴えをしている独居老人など、町はどのように、どういう対応を立てておられるのか伺いたいと思います。

2点目は、少なくない高齢者の国民年金収入で、最低クラスでは、今の生活保護基準の収入よりも少なくなっているようだが、このことを町としてどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

3点目は、今まで介護保険料を払ってきたが、収入が少なくて、今後の介護サービスは受けられないという声も聞いています。こういう場合、町はどのように考え、どう対応するのか伺いたいと思います。

4点目、「せめて介護保険料や後期高齢者医療保険料など見直してほしい」、こういう声も聞きます。検討に値するものではないかと思いますが、いかがでしょうか。

5点目、こうしたもとの、数年後に消費税増税が実施されようとしているわけですが、町長はどのように考え、どう対応していこうと考えているのか。

以上5点を、まずはじめに一般質問の第1回目の質問といたしまして、質問を終わりたいと思います。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） おはようございます。

それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

伊藤議員ご質問の、低所得者層対策、とりわけ高齢者や町内零細業者の租税負担についての1点目のご質問、少ない年金で近所づき合いができないという独居老人対策についてお答えいたします。

近年の高齢者を取り巻く状況は、高齢化・単身化・貧困化が進んでいると各メディアで報道をされております。当町の高齢者比率も20%代後半で推移をしておりましたが、ついにごとしの7月末には30.03%と30%代の大台に乗り、確実に高齢化が進んでおります。

こういった中、ご質問の年金収入では近所づき合いができないということでございますが、それぞれのご家庭でご事情はあろうかと思いますが、収入と支出のバランスを考えていただき、収入に見合ったおつき合いをいただきたいと思っております。

なお、補足になりますが、高齢者の方でも働く意欲があり、実際に仕事のできる方は、宮津与謝シルバー人材センターに登録いただき、自分にできる仕事で収入を得ておられます。平成24年8月末の与謝野町の登録者数は190名で、ごとし4月からの収入額金額は2,854万8,000円で、1人当たりの月額収入は約3万円となっております。

次に2点目、国民年金収入では生活保護基準よりも少なく、町はどのように考えているかについてお答えいたします。

人は誰しも、病気、けが、失業、老齢等のさまざまな原因により、生活困窮の状況に陥る可能性を常に有しております。他方、全ての国民は憲法第25条により、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、すなわち生存権を保障されております。このように、生活困窮により最低生活が維持できなくなったとき、その人に対し、公的責任において経済支援を行い最低生活の保障を行うための制度が生活保護であります。

平成24年度の70歳以上のひとり世帯の保護基準は5万9,170円となっております。

一方、国民年金の満額金額は月額6万5,541円でございますので、年金のほうは少し高くなっております。

しかし、生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助など8つの扶助がありますので、それらの扶助を受けることにより、場合によっては逆転する場合もあろうかと思っております。

なお、生活保護を受ける場合には、一定の調査をさせていただくこととなります。また、利用できる資産や能力など、あらゆるものを最低生活の維持のために活用していただくことを要件としておりまして、具体的には、働ける人はその能力に応じて働いていただく。そして活用していない不動産、貯蓄性の高い生命保険、預貯金、自動車などの資産などで保有を認められないものは処分をして生活費に充てていただく。また、親、子、兄弟姉妹、子供の父親などの扶養義務者に、仕送り等の援助をできる限りお願いしていただく。さらに年金、児童扶養手当、傷病手当、失業給付等、他の法律や制度で給付が受けられる場合は全て受けていただくなどをしていただき、その結果、それでも生活が大変である場合が生活保護の対象となります。

生活保護の決定は、与謝野町の場合京都府が行いますが、相談窓口は役場福祉課となっておりますので、生活に困られた場合はご相談をいただきますようお願いしたいと思います。

なお、長期的な支援でなく、一時的にお金が必要な場合は、くらしの資金貸付制度もございましたので、ご利用をいただければと思います。

次に3番目、介護保険料を払ってきたが、収入が少なく、サービスを使えないことについてお答えをいたします。

介護保険制度では、サービス提供を受ける場合は、その利用金額の1割を負担していただくこととなります。

しかし、所得の少ない方については、高額介護サービス費として、一月の負担額が一定以上になればそれ以上の負担はしなくてもいいという制度があります。例としまして、合計所得金額及び課税年金収入額が80万円以下の方については、一月に1万5,000円以上の負担はしなくてもいいことになっております。

また、施設利用の場合の食費や部屋代が軽減をされたり、デイサービス、ヘルパー、ショートステイ等の利用料が4分の1減額されたり、半額になったり、さらに、介護保険の一部負担金と医療保険の一部負担金を合算し、その1年間の負担額が一定額を超えた場合に支給をされる「高額医療、高額介護合算制度」など多くの軽減制度が準備をされておりますので、役場もしくはケアマネジャーまでご相談いただき、介護保険サービスの必要な方については、サービスをご利用いただきたいと思っております。

4番目の介護保険料・後期高齢者医療保険料を見直してほしいとのことですが、介護保険料は平成24年度に改正をさせていただき、基準額は、年間5万3,300円が5万9,700円と6,400円の引き上げになりました。しかし、世帯全員が非課税の場合で、収入が80万円以下の方の年間の保険料は、2万6,700円から2万9,800円と年間3,100円の引き上げに抑え、基準額の年間引き上げ額の半額とさせていただきました。

このように、所得の低い方には一定配慮した改正とさせていただいておりますので、ご理解がいただきたいと思っております。

次に、後期高齢者医療保険制度については、平成20年度に創設され、当初から制度の見直しが叫ばれてきましたが、現時点で法案は提出されておらず、今後、社会保障制度国民会議で議論をされることになっております。

与謝野町の保険料は、市町村間の医療費の格差により不均一課税となっており、基準額に対し少し安く、平成24、25年度保険料の均等割額は4万3,720円となっております。しかし、低所得者の方で年金額が80万円以下の方は9割の保険料軽減をしておりますので、年間保険料は4,372円となります。

このように、それぞれ低所得の方に配慮した制度になっておりますので、あわせてご理解がいただきたいと思っております。

最後に、5番目、消費税の増税についてお答えを申し上げます。

今後引き上げられる消費税は、年金、社会保障、子育て支援等に使われ、平成26年4月に8%、平成27年10月に10%とされることになっております。この税率につきましては、税率8%の時点で一定以下の年収の人に現金を配る「簡素な給付措置」とともに、食料品などの税率を低くする「軽減税率」を検討。さらに税率を10%に引き上げられた以降は、所得に応じ減税と現金給付を組み合わせる「給付付減税控除」の導入も視野に入るとされております。

ご質問の、町としてどのように考え、どのように対処するのかにつきましては、この消費税が、今後どのように実施されるのか推移を見守りながら対応してまいりたいというふうに考えており

ます。

以上で、伊藤議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） まず、今の答弁をいただいたわけですが、はじめの、概して言いますが、一つ一つはまたお尋ねしたいと思えますけども、冒頭のはじめの部分なんですけども、1番、2番、3番あたりだと思います。4番も含めてかもわかりませんが。いわゆる低所得者の方々にどう対応をしているかという問題に対して、今の答弁を聞いていますと、こういうふうには言いませんが、基本的に努力してもらったらやっつけられるという見通しのある答弁でしたわね。私は、それがちょっとどうなんかなと。一つ一つお尋ねしていきたいと思っていますが、今の答弁の中で、収入に見合った暮らしをしていただかないといけないと。場合によっては、働ける方はシルバーで働いていただきたいという趣旨の答弁がありました。そういうことが現実的にはなかなか難しいとこでね、働く場をつくるというのは。シルバーがある言うけども、パーフェクトとかいって、とてもそうではない、対応が。それから、例えば働けない人でも、収入に見合ったというのは、今言いましたように、これから後でまた質問をさせていただきますけれども、冒頭にも言いましたけども、生活保護世帯の収入は6万5,000円という言い方をされましたが、私のちょっと調べとちょっと違うなと思っているんですが、とにかくそれぐらいもらおうと。それで大体生活できるというふうには、基本的に最低限の生活はできるんだというふうには考えておられるんですか。いかがですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） まず、今のご発言の中で、私が申し上げた金額が誤ってお聞きいただいとるので、再度申し上げたいと思えます。70歳以上のひとり世帯の保護基準は6万何某かではなくて、5万9,170円でございます。6万何某というのは、国民年金の満額金額のことをおっしゃっているんだと思えますが、これが6万5,541円でございます。

この生活保護の保護基準で生活ができるのかというお話でございますが、ご存じのように、生活保護の制度はそれぞれ居住地によって級地区分が決まっております、この地域は3級地というふうには言われておりますけども、その中でいわゆる一般生活費が、先ほど申し上げました5万9,170円ということになります。生活保護の場合は、この一般生活費のほかに、先ほど申し上げましたように、教育費や医療扶助などなど8つの扶助がありますので、必要な方にはそういった一般生活費以外の扶助制度も合算をされます。そういった中では、十分なことにはならないかもしれませんが、この地方において最低程度の生活は何とか維持していただけるのではないかとこのように思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、次のそのこととの関係でもうちょっと、今の実態という点で、町の実態について質問をしたいと思っております。いわゆる年金の満額支給される場合、年金生活者なんですけども、例えばこの間決算の議会ですから、決算資料で205ページだったと思うんですが、これによりますと、介護保険料の一覧が出ています。この中で出ているのは、被保険者数も含めて出た数字があります。きょうはお持ちでない方もたくさんおられると思うんですけども。ここで見ますと、全体が、例えば所得が、1人ですよ、本人町民税が非課税で、世帯に町民税課税世帯

に属する者、この基準の方でいうと、ここまで行きませんが、この手前までで、全体で、この低い方ですよ、低い方が全体で4割いるんです。4割を超えているんです。全体で4割なんですよ。分母は7, 185人です。この中の7割の方がこういう事態です。これは、今繰り返しましたように、第4段階の特例分以下です。これでいうと、これは課長からもお聞きしたんで間違いないと思いますが、全体で4割じゃない、5割。そうですね、全体で56%です。申しわけありません。56%が構成しています。だから圧倒的な人がその所得にいるんです。これは、下のほうはずっと行っていませんよ。またほかのところでちょっと取り上げますけども。こういう実態の中で、今収入に見合ったというけれども、収入を大きく、今そういう中に負担しているのは、今介護保険とか、年が低ければ国民健康保険とか、年齢が高なれば後期高齢者医療とか、こういう負担がかかってきているわけですよ。もちろん、それは地域で生活するためには、冒頭でも言いましたが、慶弔見舞いろいろありますよ。これも全部抜いたって、私は本当にこんなんで暮らしていけるんだろうかと。質素とはどういう質素さを指しとるんだろうというふうに思いますね。それで、最低限の生活が営めるという町側の認識は、私はちょっと納得できないんですが、いかがですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員のその熱い思いは十分に受けとめさせていただくわけなんですけども。それぞれいろんなご家庭にはご事情があらうかと思えますけども、まずはやっぱり、基本はそれぞれのご家庭の収入、それから支出に見合った生活をしていただく、近所のおつき合いもしていただくということが、やっぱり一番の基本ではないかと思っております。さらに、今、介護保険料のことを例におっしゃいましたけども、介護保険料、それから後期高齢者医療保険制度につきましてもそうですが、行政としてできる範囲、すなわち改定の必要があった場合には、そういった低所得の方につきましては一定の配慮をして、引き上げ幅を抑えるということが行政でできることだろうというふうに思っております。

繰り返しになりますけども、この最低生活費だけで、とてもやないけど、そんな近所づき合いやかいろいろんなそういった経費が捻出できないというお話でしたけども、やはりそれぞれのご事情はおありだと思いますけども、基本はそれぞれのご家庭に入ってくるお金の中でどういうふうに支出を考えていただくかということが、まずは基本だというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ちょっと前後になりますが、その点で私を感じますのは、今副町長は、行政でできる範囲という言い方をされました。行政でできる範囲って金がなければできませんと、こういう考え方でいいですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 財政にゆとりがなかったもというお話だと思うんですが、例えばということで申し上げました、引き上げを町民の方にお願ひする場合に、低所得の方に配慮をした制度改正を行うということを考えておまして、非常に町の財政も厳しい中ではありますけども、町民の皆さんに引き上げをお願いする以上は、町の中でも最大限配慮をして、大きな引き上げにならないよということとは考えなければならないというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私はたくさん時間とるつもりはありませんが、今の点でいうと、自治法のやっぱり大原則がありますよね。まずどんなことよりも住民の皆さんの暮らしや福祉を守っていくという、この理念ですよ。このことをまず前提において物差しは始まるわけですよ。いろんな物差しが始まるんですよ。その中で、いろんな費用の配分はどうあるべきかということを、そういう視点から接近をしていただきたいなというふうに思っています。これはまた後ほど、違う形で質問をしたいと思っています。

それから次の質問ですけれども、もう一度お持ちであれば決算資料の205ページ見ていただきたいんですけども、ここでいわゆる介護保険料の一覧が出ています。先ほど言った分です。ここで見ますと、簡単に言います。高額の、いわゆる最高の所得の第8段階の保険料に対して、最低の第1段階ですね、所得最低の第1段階というのは、9万8,700円に対して、最低は2万4,000円です。この表で言うとね、この所得の比率でいえば、いや、所得割合です、所得の比較でいえば、低い人ほどその負担率が大幅に上がっている点です。そうになっていますよね。この点は、副町長はどのようにお考えですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今、介護保険の第1段階と第8段階を対比しておっしゃいましたけれども、ちょっと詳しい資料、私持ち合わせておりませんので、福祉課長から答弁をさせていただきたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今のご質問は、この所得段階ということで、その段階によって介護保険料が、先ほど説明いただいておりますように、一番上側の第8段階と言っておりますのが、年額の介護保険料額が9万8,700円ということです。それに対しまして、第1段階、これは生活保護の方であったり、また高齢福祉年金受給者の方については2万4,000円ということで、第8段階の方についての段階は、所得金額が500万円以上の方ということになっております。そういった500万円以上の所得がありながら9万8,700円だし、全然所得がない中でも2万4,000円の負担が要ると。このように収入金額の差がありながら、この負担額がそんなに大きな負担がないんじゃないかなというようなご質問の趣旨だというように思っております。

こういった保険料については、この所得によって段階を設けております。平成23年度は、第8段階と言っておりますけれども、第4段階が2つございますので、実際には9段階です。それが、平成24年の改正につきましてはさらに細分化をさせていただいて、その所得に見合った段階、細かくというところがありますので、現在では11段階にさせていただいております。

議員ご指摘のとおり、本当に所得によって負担していただく金額は、介護保険料に関してはそのようなシステムになっておりますけれども、国のほうの一定示された基準に基づいて、与謝野町なりに低所得の方に配慮した介護保険料の保険料設定をしておりますので、そのあたりはご理解いただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の課長の答弁の中で、いみじくも両面を、二つの側面で答弁されたと思っています。確かに町が与えられた中で算定せざるを得んという側面と、一方で所得の低い人ほど大きな負担があるという事実は認められました。私は、これがここだけでないんですよ、実態は。も

う少し踏み込んで言いますと、国保世帯の場合はどうかという問題で見ますと、これも担当課のほうで数字をもらいました。4, 059世帯のうち、国保世帯ですよ、年間50万円未満の所得、3, 739世帯、もちろん若干の控除はありますよ、基礎控除の部分ね。しかし、所得世帯ですよ、50万円の、これで3, 637世帯で、約9割になるんです。ですから、この町が、私は何度も言っていますが、余り理事者の皆さんは気分よろしくおられんようですが、現実をリアルに私見詰める必要あると思うんです。与謝野町の住民所得が、京都府下でも最低クラスになっているという長い長い年月の現実があるんです。このことに、行政としては何らかの手を打っていかなくちゃいけない。これはどういうふうな具体的な施策が要るんだろうと。よその町並みにやっぱり所得を引き上げていこうと、暮らし向きを支えていこうと、この角度からの考え方をしたことがあるんでしょうか。副町長、お答えください。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 国保制度に関するご質問でございます。今議員がおっしゃいましたように、国保世帯の9割が50万円以下というお話でございます。

先ほどから申し上げますように、介護保険とか、あるいは後期高齢者医療制度同様、国保の制度におきましても低所得者に配慮した対策をとっております。町としては、そういったことでございます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 具体的な展望が、方向性が見出せん答弁だったんじゃないかというふうに思いますが、努力をされているというか、何らかの手を打たなくちゃならないという問題意識は理解していただけたと思います。

それで、次の質問、ちょっと前後するかと思いますが、厳しい暮らしについて、行政の窓口に訴える方も多いと思います。しかし、それはごく一部です。その何十倍の方々が、今国保でいえば9割という数字を言いました。介護保険では56%という数字を言いました。こういう方々がいるわけで、それは私の言っている、好きなことを言っているというのではないんです。ある一部を取り上げて言っているのではないんです。大半なんです。その方々が、たくさんやっぱり耐えながら過ごしているというふうに、私はしっかり行政としても見ておく必要があるというふうに思います。

そこで、低所得者層の方々が多いこの与謝野町では、個人や世帯にその生活の実態を調べる、変な意味じゃないんですよ、実態に接近するという行政の努力が要るんじゃないかというふうに思っています。その苦勞や悩み、悲哀に迫るような調査対応を何らかの形でやるべきではないかというように思っているんですが、副町長いかがですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員のご質問の趣旨は、町民の方の生活ぶりが大変であるから、生活実態調査をすればどうかという趣旨だと思います。

確かに、町としても町民の皆さんの生活ぶりが大変であろうということは想像ができるわけですが、生活実態調査を行うということにつきましては、いましばらく検討をさせていただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひ、それはなかなか難しいと思うんですが、工夫をして、この町にふさわしいやっぱり底上げを図っていくという点で非常に大事な仕事だと思っています。

それから、次に生活保護基準の問題について伺います。

憲法で定めた最低限度の生活を保障するという、こういうふうに言われているわけですけども、例えば60歳から69歳の場合、単身で生活扶助基準額は、わずか月に6万2,130円となっていると聞いています。しかも、仕事につきたくても、車がなければ行けないし、車が持てないという条件があります。これで暮らしをしていけるというふうに行政の方は考えているのでしょうか。副町長のこの車問題での見解をお伺いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 生活保護を受けようとすれば、車が持てないというのが今の実態であります。

昔からこの議員がご指摘の、車が持てないことについて問題となっておりますことは、私も承知をいたしております。特に、地方においては自分で職を求めて仕事をしようと、生活保護を受けないためにその車を使って何とか職について収入を得たいということだと思うんですが、そういった方が生活保護を申請される場合には、車の所有はぜいたく品といいますか、資産として見られますので、基本的にはといたしますか、制度上、まず車の所有は認められておりません。唯一は、それを解消しようと思えば、昔も今も変わらないと思うんですが、大臣協議をしなければならぬというふうに記憶をいたしております。先ほど申し上げましたように、何とか自分で保護を受けなくても、自立して生活をしたい、収入を得たい。それがためには、地方にあっては本当に車は重要なものでありますので、その現実と法制度のそのギャップは常に問題にされておりますけども、考え方としては、車を持つと、車を例えば1年間保持しようと思えば、保険の関係、ガソリン代、それから車検の問題等々、車を保持するための経費が要ることがネックになっておるように聞いております。

長々と申し上げましたけども、現在の制度上は、車は持てないと。どうしても自立するために必要だからという場合には、大臣協議をしなければならぬということになっております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、副町長はいみじくも答弁されたように、いかに金を削るかというところから、結局車まで与える必要ないですよ。これは都会基準ですよ。田舎では、副町長も言われたように、足としてみよう欠かせないということになっているんですよ。ですから、そういうところの考え方を大きく国に要望してください。そのことを抜きに、こういう改善はいつまでたっても変わりません。いかがですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 地方からそういった声は、以前から地方の生活実態からすれば必要なものだという訴えは、国のほうに、もうずっと昔から要望はしております。都道府県、それから福祉事務所を持つ市レベルでも当然ですし、そういった要望はしておりますけども、先ほど申し上げましたように、車を1台持つがためにかかる経費、そういったものについてなかなか理解が得られないということで難しいようであります。

私もその制度の詳しい状況はわかりませんが、例えば収入を得るために仕事につく、その場合については、車がなければなかなか通勤ができないわけですけども、生活保護制度の中でも

一定その給付対象といえますか、そういった制度もあったように思います。以上でございます。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ちょっと最後のほうがよくわかりませんが、私が言いたいのは、今言ったように、国に再三再四でも、再五、再六でも、ぜひそれはしつこくやっぱり申し入れしないと、次に言います問題との矛盾、問題点とも絡みますが、非常に問題が出てくると思います。それは、今事前通告したのは、マスメディアが生保たたきをしています。それは、一部は事実なんでしょう。基本的にあったことを言っているんですよ。しかし、全体の生活保護のやっている方は一生懸命ですよ。だから、ごくごくその割合で言うたら、ある学者の方からいうと、0. 何%、0. 0何パーセントの正解だろうという話さえする方もいます。ですから、確率でいえば、何千、何万分の1ですよ。何万分の1。ですから、これをマスコミが何度も何度も取り上げるわけですから、この数年間。ひどい生活をしているんだと、生活保護者というのは、みんなそれに頭に洗脳されるという状況になりますよね。

私はこの点は、ぜひ車の問題も含めて、改善はきちっとすると。もちろん今言うような方が問題事象があれば、また違法に受給を受けている場合は、堂々と行政に名前を言って、この人はおかしいと思いますと。私はこういう者ですが、ちゃんと指導してくださいということを言わせてらいいんですよ。そんなことははっきりしたらいいんです。厳格にこれこそすべきだと。それでぼそぼそ言わないということが大事だと思いますよ。

次に質問を移ります。

納税者憲章というのをご存じだと思うんですが、全国でも商工団体などが提案をされています。零細業者の中でも、租税の強権的な取り立てが一部、町内ではまだ私はリアルな話は聞いておりませんが、しかし、なかなか強権的ということはあれですが、取り立てが厳しくなっていると聞いています。これは税機構の絡みでもありまして、税機構では非常に機械的な対応をしているということが言われています。

町としては、やっぱり納税者の実情に沿って、分割払いや、それから猶予などの対応が必要なんではないかというふうに思うんですが、副町長いかがですか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今府内の市町村は、ほとんどが地方税機構に滞納整理を委託しております。そのような中で、画一的な対応というふうにおっしゃいましたけども、私が承知している幾つかの例を申し上げますと、例えば督促状が出て、地方税機構に取り立てが移管をされたという通知がその後出るわけですけども、そういった時点で、滞納者のほうからこういった通知を地方税機構からもらったけども、今の自分の状況はこういうことなんだということを説明してお願いすれば、その画一的にいきなり滞納処分ということにはなっていないと思います。私もほかの仕事の関係で何件か、現在地方税機構に分納されている方を承知しておりますけども、その方については、相談に行けば、じゃあ幾らだったら毎月払えるのかということで、親身になって相談をさせていただいて、結果、分納制度を活用することになったということでもありますので、数が多い中では、なかなかその地方税機構も大変かもしれませんけども、滞納者のほうからそういったことで訴えていただければ、そういった方法もあるというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今言った問題は、今ご指摘させてもらった質問は、これは先ほど言った国保や介護の大部分の話ではないのではないのですよ。ごく一部です。ごく一部でも問題なんですよ、これは。大勢の話を言っているわけでもないですよ。全部強権的に取り上げられているという話なんか一度も言っていないですよ。この間の論戦でも。税機構の問題でもですよ。ごく一部でも重大な問題になる、違法になるようなことさえやっているから言っているのですよ。それを大部分だと勘違いされたら困りますよ。私たちが言っているのは大部分のように聞こえるかもしれませんが。問題意識としてはそういう捉え方をしてほしいということを言っているんです。

ぜひ、今答弁で分納や猶予も対応していただけるはずだという答弁だったようですので、次に移りたいと思います。

次に、答弁の中で、生活保護で親族からの支援という問題を答弁の中でされました。親族からの支援いうのを合法的だと、まず一般論ですが、お考えですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど申し上げましたように、親子、兄弟等の扶養義務者にできる限りの支援をお願いしていただくということであります。生活保護の申請をされましたら、扶養義務調査というものがあって、それぞれ扶養義務のある方につきましては調査をされるようになります。その中で、自分にできる範囲の支援を回答していただくようになっておるようですけども、そういったことで扶養をできる限りお願いしていただくというのが趣旨であります。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） この件はマスメディアでも問題になりまして、既に国会の中でも問題になるほどの事例でして、親族からの支援というのは、考え方としては、基本的に法的拘束力一切持たないんです。これがまず大前提です。ただ、今おっしゃるように、情の世界ですよ。私は行政の、今副町長が情の問題を訴えたいというのは、先ほどの答弁からしたら、情がそれほど言われるんだったら、今生活保護ぎりぎり、高齢者でやっていけないような人らにこそ情が要るんじゃないですか。私は、そこをもっと考えてほしいと思います。

次の質問に移ります。第1回目の質問で、副町長は、町長の答弁でしょうけども、最後の5番目の質問で、社会保障に使われいうふうに、消費税の問題が使われるように言われましたが、冒頭で言いましたように、社会保障の予算には使われておりません。使う計画にもなっていない、今は。今少なくとも一体改革で決められた中身でいうと、先ほど冒頭にちょっと申し上げましたが、説明で、社会保障の予算に使われているかいうたら、使われとると思っているんですか。使われる計画はあるんですか。副町長、認識がもしそれはこうだでというのがあったら教えてください。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど申し上げましたように、現在5%の消費税率を、平成26年4月に8%に上げる。この場合に、先ほど申し上げましたように、年金、社会保障費、子育て支援に使うと、それぞれ何%という報道がありましたので、新聞の報道によりますと、そういうことだというふうに理解をいたしております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私どもが調べたところによると、基本的に、当初一体改革案が出た段階で、時間がないのであれですが、段階ではですが、密室談合やったでしょう。その後、全部ひっくり返っ

たんですよ。言いたくないけども、高額所得者に対する課税、いうたらそれなりの負担の分、全部チャラにしちゃったでしょう。逆向いているんですよ、この合意が。だから、そういうことをきちっと踏まえていただきたいと思います。

時間がありませんから、もう省略をして、最後にお伺いしておきたいと思っています。

この問題で、低所得対策を一括してかかわる全ての担当課が連携して、それで対象者の現状をリアルに共有して、英知を出す必要があるというふうに私は思っています。特別部隊ですね。そして、最低限の生活を保障していく努力、この必要があるのではないかとというふうに思っています。こういうシステムや体制が、この一番最低のクラスの、府下でも、所得という町には欠かせないことではないかと思うんですが、いかがですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 役場各課の職員は、そういう認識を持っておると思っています。先ほど引き上げの場合の低所得者に対する対応について答弁をさせていただきましたけれども、それ以外にも各課の日常業務の中で、例えば前年所得よりも大きく落ち込んだ場合の減免制度、減額制度があります。そういったことにつきましても、それぞれ職員はいち早く対応いたしておりますし、そういった低所得の方に対する認識はしっかりと持っていると思えます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今のは答弁になっていません。努力しておることは、私も知っていますよ。前向きにいろいろとね。別に義務のないことでもサービスしているのは知っていますよ、福祉サービスなど。今のは答弁になっていない。

最後の質問は、システムをどうするんだと、体制をどうするんだという質問です。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 答弁になっていないというご指摘でしたけども、先ほど申しあげましたように、役場全職員そういった認識はしっかり持っておりますので、各課連携をとりながら、そういった取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 時間がありません。もう、私は連携とりながらなんていう一般論の世界は過ぎていっていると思います。事態はもっと深刻です。段々厳しい生活はひどくなってきたんですから。だから早急に、むしろ特別チームが要るぐらいに私は思っていますので、ぜひ前向きに、積極的な検討をしていただくことをお願いして、質問終わります。

議 長（赤松孝一） これで、伊藤幸男議員の一般質問を終わります。

ここで、45分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時32分）

（再開 午前10時45分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

次に、6番、宮崎有平議員の一般質問を許します。

6番、宮崎議員。

6 番（宮崎有平） それでは議長のお許しが出ましたので、通告に従い、9月定例会の一般質問をさせていただきます。

1点目の質問は、与謝野町役場に職員提案制度を導入するお考えはないのかという点について質問いたします。

この制度は、職員の創意工夫を応援する制度であり、職員一人一人のアイデアや意見を仕事に生かし、町民サービスや行政能力の向上、職場の活性を図ることにもつながると思います。一般企業においても、多くの会社が採用しております。私が勤めておりました会社も、提案制度を導入してから社員が活発に意見を出し合うようになりまして、びっくりするような多くの改善案が出てきて、活気ある職場になったことを思い出しております。

この提案制度は、職員の資質向上、職員の知恵と意欲を引き出す、職員を輝かせる、声なき声を拾い上げ、改革の芽を育てるなどの効果があるとも言われておりますし、今まで以上に、職員と経営者、管理者と職員との距離感を縮めることにもなると思います。また、風通しのよい職場環境づくりに向けての効果、さらにはきずなを深めることにも効果があると検証されています。全国の都道府県、多くの市町村において制度化されておりますし、近隣では、舞鶴市、福知山市、京丹後市等でも制度化され、実施されています。

与謝野町においても、人材育成及び職員の資質向上の観点からもこの制度を導入し、風通しのよい職場環境づくりを目指してはいかがでしょうか。

また、職員の不幸事という残念なことが起きた後でもあり、少しでも活気ある職場に改善が図れるのではないかと思います。どのようにお考えでしょうか。

次に、2点目の質問をいたします。

情報発信について質問をいたします。

与謝野町から町民への情報は、各戸配布、回覧板、FM告知、KYTテレビ等で発信されています。また、インターネットでも与謝野町のホームページから町政の新鮮な情報が多く発信され、町政のことを細かく知ることができます。しかしながら、与謝野町のホームページの中にある「町長の部屋」は、5月14日から更新されていません。町民は町長の言葉を聞きたい、町長の心を知りたいと思っています。しかし、ブログが更新されていない現状では、町民はとても残念に感じているところであります。また、全国に与謝野町をアピールするためにも、新鮮な町長の声を出し続けることが大事ではないかと思いますが、どのようなお考えで情報発信をされておられるのかお尋ねいたします。

次に、3点目の質問をいたします。

与謝野町の検討委員会や審査委員会等のあり方について質問いたします。

与謝野町には、町の諮問機関として、検討委員会や審査委員会が多く設置されていますが、何のために審議会を設置するのか、その目的を聞かせていただきたいです。

また、審議会の中には、委員長や会長等が設置されていない審議会がありますが、なぜそうなっているのか、私には理解ができません。委員長や会長等のいない審議会で、委員の意見を十分集約できているのか、いささか疑問に感じております。審議会の果たす役割とは何でしょう。お考えを聞かせていただきたいと思っております。

以上で、1回目の質問といたします。

議長（赤松孝一） 答弁を求めます。

堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 宮崎議員ご質問の1番目、職員提案制度の導入について、お答えをいたします。

職員提案制度につきましては、きちっとした制度化をしたものではありませんので、議員が考えておられる内容とは少し異なるかもしれませんが、合併直後から「職員のアイデア提案」を募集するといった形で行ってきており、ふだんから広く提案等は求めているところでございます。

例えば、合併直後でしたら、行政改革を推進する上での業務改善の提案や経費の削減につながる提案を求めたり、いろんな行政課題に対しましてワーキンググループを横断的に組織してその方法論を検討するなど、業務上のことからまちづくりの方策など、幅広くいろんなアイデアや提案を積極的に求めており、最近では、役場庁舎等の節電対策やKTR利用促進策などの提案を求めたところでございます。

このような提案は、担当課はもちろんですが、場合によってはまちづくり本部会で協議するなど、現実性がないものや、可能性を探るもの、実施に移していこうとするものなどに一定の整理をしながら、職員の意見を反映できるように取り組んできております。特に最近の傾向といたしましては、役場内のグループウェアの回覧板を活用するケースが多く、行政課題等を持っている担当課や職員から、その課題やテーマを職員に投げかけ、そして職員から返ってくるアイデア提案を参考にするといった形が多くなっております。

今後は、特に要綱等を設けて提案制度の仕組みを構築するといったところまでは考えておりませんが、パソコンによる職員のネットワークを活用することが最適だと思いますので、グループウェア内に職員提案のアイコンを設けて、いつでも幅広い提案ができるように改善を検討したいと考えております。

2番目の情報発信について、お答えをいたします。

町の情報発信につきましては、広報紙やKYT、ホームページなどを利用し、各種お知らせや行政施策などさまざまな情報を発信させていただいております。とりわけホームページにつきましては、企業や商店においてもその会社を代表する「顔」となっており、町のホームページについても、同様に「町の顔」であるという認識をしているところでございます。

そこで、議員ご質問の情報発信についてですが、「町長のつれづれ日記」として、平成18年8月6日から平成23年4月18日までの間に696件の日記を掲載させていただいております。日記は会議の報告ですとか出張先での出来事、町のちょっとした話題などを書きつづったものになっており、公務の記録や報告のほか、身の周りのプライベートなことも掲載させていただいたところであります。

町の代表である首長のじかに記したものが与謝野町の公式なホームページに掲載されるわけですから、議員のおっしゃるとおり与謝野町の宣伝力として非常に注目度も高く、宣伝効果は大いにあると考えておまして、町長自身もより多くの人たちに与謝野町の情報をお届けできればという思いで進めてまいりました。しかしながら、記事の一部が出版物で町長の意図しない使われ方をされることもたびたびあったり、また、町の公式なホームページであるにもかかわらず、日記の執筆を長く続けているうちにプライベートな記事がふえてきているのではと感じ始め、町長自身、首長としてそれが本当にいいことなのかという思いも抱いているところでございますので、町長のつれづれ日記そのもののあり方を今後担当課と調整し、整理をさせていきたいと考えているところでございます。

この日記の更新を心待ちにされている皆様方があるとしましたら、大変申しわけなく思っておりますが、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

3番目の、町の検討委員会のあり方について、お答えをいたします。

町の検討委員会や審査委員会は、どのような考えで設置をされているのか、またその設置する目的や果たすべき役割は何かと、この2点についてお答えをいたします。

町には多くの検討委員会、あるいは審査委員会が設置をされておまして、委員会の設置目的はさまざまでございますが、検討委員会は、名称のとおり、あり方や提言をまとめたり、条例や計画案を策定するための検討をする会でございますし、また、審査委員会は、これまた名称のとおり、ある事項や案件、あるいは人物などを審査する会で、可否・優劣・等級などを決めることとなります。どちらの組織も副町長と職員で構成、あるいは職員のみで構成する委員会が一部ありますものの、ほとんどが町民や専門的な知識を有しておられる方々に委員になっていただいております。

したがいまして、委員会は、検討結果、あるいは審査結果という形で町長に対して意見を述べる、または答申をするということになりますので、町民の皆さんや有権者の意見を町政に反映させるということが委員会の設置目的であり、また役割であるというふうに考えております

以上で、宮崎議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） ありがとうございます。

1点目の職員の提案制度の件ですが、インターネットを見ておりますと、非常に多く全国でこの制度を取り上げておられるというところが多くありまして、一つは宇都宮市のがちょっと出てきたんですけども、平成15年から実施されておりまして、平成23年までの記録が残っておるんですが、この平成15年は提案件数が75件。それでもあったんですね、1年目から。平成16年になりますと89件、それから平成17年では157件。どんどんふえていっとるんですね。それから、平成18年では569件、平成19年では870件、平成20年度は少し下がりました522件、平成21年度は470件、平成22年度が316件、平成23年度は222件と、少しずつ下がってはきておりますけども、9年たってもこれだけ222件という件数が出てくるわけですね。

この提案制度というのは、職員の意識を高めるために表彰というようなこともしておりまして、中には報奨金を出すというような市町もあるようでございますが、そういった職員の気持ちを、やる気を起こさせるという制度であると思っておりますけども、表彰するという形がそれをなしているんだと思っておりますけども、これについてはどのようにお考えですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 先ほどお答えいたしましたように、特別制度化したものは本町にはございません。ただ、職員がそれぞれ持っておりますパソコンのグループウェアの閲覧板を利用して、職員のアイデア、提案を求めることはもう日常的にやっております。先ほど最近の例として具体的に申し上げましたように、例えばこの夏の節電対策であるとか、あるいはKTRの利用促進策などの提案を求めたこともございます。

確かに議員がおっしゃいますように、職員の意識を高める、それから資質の向上、風通しのい

い職場、あるいは活気を生むといういろいろな効果があるというふうに思っております。今、宇都宮の例をおっしゃいましたけども、報奨金を出すであるとか、あるいは表彰をするといったことは特別やってはおりませんけども、自分が日常にかかわっている仕事のほかに、ほかの課のほかの担当者のいろいろな仕事を、そういった提案、アイデアを募集する機会にグループウェアで見て、こういった制度があるんだということを幅広く勉強できたり、さらにはほかの職員が提案をしているのを見て、また知識を、あるいは資質の向上につながったりするというふうに思っております。ちなみに、京都府なんかでもこういった職員の提案制度があつて、報奨金は出ませんが、最終的にはすばらしい提案は副知事、あるいは知事のみまでとまって、最終的に翌年度の政策に反映するというようなこともあるように伺っております。

本町では、先ほど申し上げましたように、日常的にそういったことを取り組んでおりますし、それによって職員の資質向上、あるいは意欲の向上につながっているものというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） ふだんから取り組んでおるといような答弁であつたと思います。

それでも、やはり職員の資質を高めるためには、私は表彰制度というものが必要だろうと、非常に有効であろうと私は思うんです。この制度を導入されますと、そういったことが明らかにできるんじゃないかと思いますが、ただ、ふだんから意見を言うたり、アイデアを出したり、そんなことはあると思いますが、この制度は、それが表彰することによってその人はすばらしい意見を出してくれたなとわかるわけですから、その人の価値観等が町政に反映し、また資質の向上につながるとは思うんですけども、その表彰ということに関してはどうお考えですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 職員の意欲を高めるために提案をして、優秀なものについては表彰をしたらどうかというご提案だと思いますが、確かに職員の表彰制度というものは町の中にもありますけども、先ほど来申し上げていますように、殊さらに今回こういった来年度の新規施策を決めるための政策提言を求めますという形ではなくて、与謝野町の場合は、各担当者が自分で疑問に思ったり、あるいは職員の幅広い知識を求めたり、そういったことで日常的に職員提案といいますか、職員の意見を募集する形で取り組んでおりますので、どの部分で表彰するのかということをお考えますと、なかなか表彰ということには結びつかないんじゃないかと。確かに表彰を受けると、その職員は励みになって、また、周りの職員も次は自分がもらいたいということで一層その意欲が高まるという効果はあるかもしれませんが、現在の与謝野町のやり方の中では、表彰制度はちょっとなじまないんじゃないかなという感じがいたします。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 与謝野町では表彰制度はなじまないという答弁でありましたけども、そんなことに私はならないと思いますね。誰でも表彰してもらって、私の、自分のやったことが認められたということになりますと、本当にうれしいもんですよ。それを、我が町にはなじまないなんていうことには、私は考えられない。

最近、京都新聞に、9月14日付の京都新聞に載っておりました、「宮津市の職員の7部署10チームの挑戦」というような記事が載っておりまして、「1室1品、名物生むぞ」という、

職員が頑張るやろうという記事でありますけども、ちょっと読ませていただきます。「宮津市の新しい土産物や特産品づくりに、市職員が積極的にかかわる、職員チャレンジ研究、1室1品運動に、宮津市市役所が取り組んでいる。これは地元業者と協力し、若手職員らが新商品の開発や販路拡大に知恵を絞っている」という記事が載っております。これも提案制度のような、宮津市には提案制度というのはないようなんですが、それに近いような活動をしようという意欲だろうと、私はこの記事を見て思いましたが、こういった形の、今与謝野町では先ほどいろいろとおっしゃいましたけど、何件くらい今まで年間にあって、多分それは集約されておられないとは思いますが、大体で結構です、どの程度の案が出てきたりしておりますか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 私が表彰はなじまないんじゃないかということをおっしゃったのは、繰り返しになりますけども、日常的に各課が問題意識を持てば、職員の多くから提案を求めたいということで、もう日常的にやっております。例えば、京都府の例を申し上げましたけども、京都府の組織として、例えば来年度の新規施策を職員の多くから募集したいと。これ募集があったら、京都府を例にいたしますと、各部署の代表の者が集まって審査委員会を開いて、そこで残ったのが、また次のこの部長クラスの選考会に臨む。そして最終的には、知事の目にとまれば翌年度の新規施策に反映されるということで、そういうふうにならざるを得ないというよりも、構えて今回こういった提案を募集しますという形で、構えた募集の場合には、議員がおっしゃいますように、優秀な提案には表彰を考えたいということはないかと思うんですが、与謝野町の今のやり方、日常的に各課がフランクにやっている、そういった中では、表彰制度はいま一つなじまないのではないかと趣旨でございます。

それから、殊さらにその全体の集計はとっていないんですが、企画財政課のほうで少し集計をとっている部分がありますので、件数については企画財政課長のほうからお答えをさせていただきます。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

副町長がお答えさせていただいておりますように、職員の提案につきましては、職場の中で、あるいは職場から外の職場を見たくて日常的に提案がありますので、それを一つ一つカウントしているわけではございませんので、そういった数字はつかんでおりませんが、合併をいたしましてからこれまでの間行いました例で申し上げますと、2件申し上げますけれども、一つは合併の直後に職員からの業務改善提案ということを行いました。このときには、職員から48件の提案がございました。それから、最近KTRの利用促進をしようということの中で、職員からその利用促進に係るアイデア募集を行っております。これには61件の提案をいただいております。ほかにもありますけれども、今回の一般質問のご質問に際して、以上のデータとしては使わせていただいたということでございます。

議長（赤松孝一） 宮崎議員。

6番（宮崎有平） 今までにも業務改善が48件、それからKTRの件で61件というようなご答弁をいただきました。先ほど私が申し上げた中においては、宇都宮市の職員提案制度も、毎年これテーマを出しておられるんですね。毎年違うテーマで取り組んでおられます。それも日にちも決

めて、平成15年だったら10月14日から12月25日まで、平成16年では8月11日から9月14日、2カ月ぐらいの期間を置いて、テーマもいろんなテーマが書いてあります。そういったものも絞ってやっておられるということでもあります。それでもこんな多いときには870件というような提案が出されておりますし、そういったものには市長賞だとか、優秀提案賞、アイデア賞、敢闘賞というような賞が贈られております。

私、やっぱり表彰ということは、私はちょっとこだわるんですけども、表彰は、もうこれはね、私も表彰されたらそれはうれしいです。人間いやな人はそうないと思うんですけども、私は一番この表彰するというのが、私はこの提案制度のいいところだと思っておるんですけども、もうちょっとこれについて答弁をお願いします。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今、表彰というお話でございます。

職員提案制度といいますか、現在の与謝野町の職員提案募集については、日常的にフランクな形でやっているんでなじまないだろうということを申し上げましたけども、議員がおっしゃいますように、例えば宇都宮市なんかは毎年テーマを決めて職員から提案を求めているということやったら、私も表彰に値するといいますか、表彰がなじむのかなという気がいたしまして、お聞きをいたしました。

職員提案制度のみ表彰をするのがいいのか、ほかの日常業務の中でも、際立った功績があった場合は表彰するのがいいのか、職員の表彰そのものについてせっかくのご提案でございますので、どういった表彰があるのか、表彰がなじむのか、一度検討をさせていただきたいと思えます。

議長（赤松孝一） 宮崎議員。

6番（宮崎有平） 検討していただくというご答弁をいただきました。表彰、私も何度も言いますけども、表彰は本当に次のまたやる気が出るというふうに私は思っておりますので、ぜひともご検討いただきたいというふうに思えます。

次の2点目の情報発信の件で質問をさせていただきます。

情報発信の件、なかなか町長もお忙しいということだと思いますんで、なかなか更新ができない。また、先ほどもおっしゃったように、何か不都合な点もあるというようなこともお伺いしまして、なかなか難しいもんだなという感じを私は受けましたけども、やはり常に新しい情報を発信するならば、やっぱり発信していただきたい。3カ月も4カ月も半年もほったらかしというんでは、やはり与謝野町のイメージが非常に悪くなるのではないかというふうに私は感じております。

その点でも、何か情報発信の件についても、今後検討しなきゃならない課題があるということでありましたんで、これにつきましては、町長もおられないということで。

ご答弁いただけますか。お願いします。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 町長のつれづれ日記、最近はずっと途絶えておりまして、議員からのご提案、ご質問でございます。

先ほど申し上げましたように、町長が途中から、ローカルな出版物ではありましたけども、自分の意図しない使われ方をして、それから自分の家族といいますか、身内のことを書いたりする中で、果たしてこういった公のホームページをこういった使い方をしていいのだろうかという問

題意識を途中から持つようになりました。せんだって公務の関係で町長と病院で会うことがあったんですが、町長の思いは、先ほど申し上げましたように、意図しない使われ方があるとか、公式のホームページにプライベートなことを書くのはいかがなものかという問題意識があるんですが、そのときにも町長と話をしていました。いつまでもこの状態では置いておかれんということと、それから、確かに町長自身も日本全国のホームページの中で首長がじかに発信している例を幾つも検索して、その実態を承知しておりますので、今後のあり方を早急に整理をしたいという思いは、最近も町長の口から私確認をしたところでありますので、いましばらくお待ちをいただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） よくわかりました。

それでは、次の3点目の検討委員会、審査委員会のあり方について質問いたします。

目的とか等につきましては、あり方については大体わかりましたけども、この検討委員会、審査委員会の中に委員長なり会長というものが、審査委員会の規定というのものがあると思うんですね。それには「委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める」というような規定があるんですが、こういった委員長、あるいは会長というものがいない委員会があると私は聞いております。それについて、どれだけあるのかお聞かせください。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 委員会、あるいは審査委員会、先ほどお答えしましたように、町内には非常にたくさんございます。議員がご質問のありました、例えば会長あるいは委員長という役職が規定上決まっておるにもかかわらず、現在空席になっておる委員会の数はというお話ですが、私もその全体はつかんでおりませんが、ほとんどの委員会、審査委員会は、委員長、あるいは会長という役職が互選で選出をされて決まっておると思います。

私もこの間、各課のいろんな報告なんかを見る中で、私がパッと思いつきますのは、唯一だと思っておりますが、阿蘇シーサイドパークの設計審査委員会は、あそこの年度計画がもう決まって、あとは当該年度の計画を委員の皆さんのご意見をお聞きしながらその計画に沿って進めるという段階に来ているんで、途中から、あそこは会長なのか委員長なのかちょっと私も承知していませんが、そこにはそういった役職の方がおられないというのは承知をいたしております。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 今、阿蘇シーサイドパークの審査委員会の件が出ましたんで、実は、私この6月に審査委員会のメンバーとして入っております。第1回目が6月にあったんですけども、そのときにその委員会のあり方について、私はちょっと疑問を持ったもんなんで、ちょっとこうして質問させていただいてるんです。

今、会長及び委員長等が、この阿蘇シーサイドパークにおいてはいいんです。阿蘇シーサイドパーク審査委員会ですかね、整備計画設計審査委員会というような長い名前になっておりますけども、これにはいいんです。それで岩滝町時代はあったんですよ。与謝野町になってからこれが、代表者になる者がいないと、つくられてないということをお聞きしまして。結構、私この前行ったときには、かなりの意見が出るんですよ。ですから、私はこの委員会、代表者を決めずにしていくということは、町の説明会になっているような気がしてならんのです。その審査委員会

じゃなくて、町の説明会ではないかというように私は思えたんです。これについては、どうお考えですか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 確かに、阿蘇シーサイドパークの設計審査委員会、今代表が空席の形になっております。議員からは、設計審査委員会とは名ばかりで、町の説明会、説明委員会に終わっているのではないかというお話でしたけども、先ほども申し上げましたように、あそこの年次計画はもう決まっております、当該年度、翌年度と申しますか、その事業を進めるに当たっては委員会を開いて、例えば今年度設置をいたしました遊具につきましても、京丹後の網野町の八丁浜へ委員の皆さんと一緒に行って、委員の皆様のご意見を聞いて、最終、現在設置をされておりますあいった遊具の形になったわけでありまして、町からの一方的な説明だけで、委員の皆さんの意見をお聞きしないということは決してございませんので、確かに事務局を持っています建設課が司会進行をして、会長が集約をするという形はとっておりませんが、しっかりとご意見はお聞きして、受けとめるべきご意見もしっかり受けとめて、そして事業は進めております。

そういったことで、実態は議員がおっしゃいますような実態がありますけども、実務的にはそういった形で進めておりますので、ご理解がいただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 宮崎議員。

6番（宮崎有平） 委員の意見を聞いて進めておるといような回答でしたけども、私にはどうもそういうように思えない。申しわけないですけども、私は実際にその委員会の中に入れてみて、どうもおかしいなど。これが本当に審査委員会なのかというように思いを私は物すごく強く思ったんです。委員はいろいろと、いろんな多くの委員さんからご意見も出ましたし、でもその意見を誰が集約するのか。課長が来て、それを聞いて、わかりましたというて聞いて帰る。委員会としての意見と一つのまとまりが全然できてないじゃないですか。やっぱり審査委員会ですから、委員の皆さんの納得の上に一つの意見を出すのが筋だろうと思うんですけども、この点はどうでしょう。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） もう少し詳しくは、事務局を持っております建設課長のほうからお答えをさせていただきますが、その審査委員会で意見が集約されていないというのは具体的なお話がなかったので、私も想像で大体検討はつくんですけども、その内容も含めまして、少し経過、それから考え方を建設課長のほうから説明をさせていただきます。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 議員のご質問にお答えをしたいというふうに思います。

今まで設計審査委員会というのは、第8回まで行わせていただきました。既に阿蘇シーサイドパークにつきましては、旧町のときに既に計画が決まっております、それ以降、この国の予算配分に基づいて事業を進めてまいりました。したがって、この阿蘇シーサイドパークの部分につきましては、その年度の事業の部分につきましては、いわゆる報告、あるいは次の年にはこういった予算配分で計画を進めていきますよというふうな格好で説明をさせていただいております。

今議員がご指摘されましたように、そこに委員長を置かなかつたというふうなことはあろうかと思っておりますけれども、それはこの旧町からの流れの部分で、報告会だけではやっぱりまず

いと違うかというふうなことで、今の設計審査委員会というふうなものを残していったというふうなふうに思っております。

これは、平成19年2月にも委員さんのほうから加悦や野田川の委員さんも一緒に入ってもらったらどうだというふうなことのご提案もございまして、加悦や野田川の区長会のほうにそういったことも諮らせていただきました。その中では、「もうある程度事業が決まるとというふうな中で、やはり我々が入っていくとなかなか難しい面もあるかと違うか」というふうなこともございまして、今の旧岩滝町のメンバーで構成をさせていただいたというふうな経過がございます。

そのようなことで、説明だけになつとるというふうなことがあろうかと思っておりますけれども、この中でも、例えば平成20年だったというふうに記憶しておりますけれども、費用対効果の関係で事業費を削減をさせていただいたというふうなことがございました。この部分につきましても、当然委員さんのほうには「こういった格好で、国のほうの費用対効果の関係で事業費をこだけ削減しなければなりません。その部分については、遊具の関係で事業費を削減させていただきましょうと思いますけれども、どうですか」というふうなご提案もさせていただいて、その中で、委員さんのほうにつきましてもご了解を得たというふうにも思っておりますし、また先ほど副町長のほうが申し上げましたように、この遊具の関係につきましても、委員さんのほうに八丁浜のほうに行ってください、こういった遊具が一番最適なんではないかというふうなことで、うちの事務局だけで決めるのではなくに、そうやって各委員さんの意見も聞きながら設置をさせていただいてきたというふうな経過がございます。

それから、今特に問題になっておりますのが、都市機能用地の関係でございます。これにつきましても、平成21年2月5日に都市機能用地についてもこの設計審査委員会のほうで諮ってやっていくというふうなことを受けまして、委員会のほうでもご了解を得たということでございます。その後、ずっとこの阿蘇シーサイドパークの設計審査委員会の中で、「都市機能用地の活用方法につきましてもこういったことを考えていますけど、どうですか」というふうなご提案をさせていただきまして。その中では、先ほども言いましたように、今進めておりますグラウンドゴルフ場の関係だとか、あるいは多目的広場だとか、あるいは農産物の販売所だとか、そういったご意見が出ておりました。皆さんいろんな意見を出していただくというふうなことでございましたので、その部分につきましてもご意見を伺ってきたというふうな状況でございます。

また、この中では、都市機能用地というふうな中では、例えばグラウンドゴルフの連絡協議会のほうから、「そういうふうな芝生のグラウンドゴルフ場にしておくれ」だとか、そういった内容の部分につきましても、設計審査委員会の中で「こういうふうな要望が出ていますよ」というふうなことを逐一報告をしてきたというふうに思っております。その中で、グラウンドゴルフというふうな話を事務局のほうからご提案もさせていただきましたし、あるいは今の商工会に入っておられる方からは、そういうふうな出前講座をやってくれというふうなことで出前講座のほうもさせていただいたというふうに思っております。

町はいろんな意見があるだろうというふうには思っております。ただ、一本にまとまるかどうかというふうなことは、なかなか委員さんの考え方もあるでしょうし、ただ、町としての方向性を出すというふうなことは、やはりそういった意見も集約する中で出していかなければならないだろうというふうに思っております。この平成24年2月24日にそういうふうな格好でご提

案をさせていただいたということでございます。この中では、この都市機能用地についてはグラウンドゴルフ場を整備するというふうな内容でご提案をさせていただきました。一部の委員さんのほうからは、「ほかの部分に使ったらどうだ」というふうな意見もございましたけれども、意見のない委員さんも含めて、この計画で行ったらどうだと。意見がないということは、町が提案させていただいたことについてある程度了解をもらったというふうに私どもは思っておりますので、説明をさせていただいたということでございます。ただ、6月22日に今議員さんのほうもご出席をされていたというふうには記憶をしております、その中では、今のそのグラウンドゴルフ場だとか、あるいは多目的広場だとかいうふうな名称の関係だとか、あるいはまたそういうふうな、例えば柵を設置するかどうかというふうな問題が提示をされていたというふうには記憶をしております。ただそのことについて、今回また設計審査委員会を開かせていただくというふうに考えておまして、ご案内もさせていただいたというふうに思っております。

今後この9月28日にその設計審査委員会を開かせていただきたいというふうなことを思っております、その中で、今回6月22日のご提案も受けたことについて報告をさせていただこうというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） ご答弁の中に、この阿蘇シーサイドパーク整備計画設計審査委員会の計画が終わったので、特に委員長、あるいは会長等を設置しなかったというふうに私は感じたんですが、これはどう考えても審査委員会を軽視しておることだと私は思えるんです。これは、なぜ規約に載っているものをしないのかということをおしは言いたいんですね。ちゃんとした規約があるんですから。なぜ会長、代表者を決めないのか。私はもう強く言いたいんですね。行政というのは規約通りにやるんじゃないんですか。どうですか、副町長。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど申し上げましたように、確かに議員がご指摘のように、規約、規定ですか、代表者を定めることにはなっております。そのことが決まっていない、空席になっておるといのはこちらの手落ちだというふうに思っておりますが、先ほど申し上げましたように、また先ほど建設課長からも申し上げましたように、委員会の中ではしっかりと委員さんのご意見を承って、そしてその都度確認をしながら事を前に進めております。そういったことで、代表者の選出は失念しておりますが、ご了解をいただきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 少し手落ちがあったというようなご答弁いただきましたので、これ以上このことに関しては言うつもりもありませんけども。この6月に行われた審査委員会の一番紛糾したのは、「グラウンドゴルフ場」という名称ですよね。これについて、名称をつけるのか、あるいは広域広場でやっていくのかというふうなことで紛糾いたしました。去年の今ごろだったんですかね、12月だったんですか、どちらかちょっと忘れちゃったけども、あそこの都市機能用地、グラウンドゴルフにするにしても、広域広場であるというふうな町からの説明があったと私は思っております。それがこのことしに入って、3月の定例会においては「グラウンドゴルフ場」という名前にするんだというふうな決定で、議会に諮られました。それを私、審査委員会ではほかの人に聞くと、「そんなこと審査委員会で決めとらへん」というようなお話を聞かせていただいております。

て、これはどういうことなんだと。これはもう明らかに委員会を軽視しとるような態度、あるいは説明会としか考えていないような行政のやり方、私はどうも納得いかんですが、これについてはどうお考えですか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 設計審査委員会での詳しいお話のようですので、どういった提案の仕方をしたのか、建設課長から答弁をさせていただきます。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

今、確かに平成24年2月24日に今の第7回の設計審査委員会を開いております。その中には、平成24年度に阿蘇シーサイドパークの部分につきましても事業を終わるというふうに、予算が来ればというふうなことでございましたけれども、事業を終わっていきいたいというふうな町の思いがございました。したがって、今の都市機能用地の部分につきましても、そのときに一緒に整備をしたいというのが町の考え方でございました。その中で、るる先ほども申し上げましたように、いろんな考え方がございました。ただ、町といたしましては、例えば集客施設をつくってくれだとかいうふうなこともあったのも事実でございます。ただ、今の、ほんなら誰がどうするんだというふうなことを聞いてもなかなか、そんならその部分についてはいわゆる白紙の状態であったというふうにも思っておりますし、そのこと自体が、結局誰がやるのかどうかどうかもわからないというふうな状況の中では、町はこの計画を進めるというふうなことはできないというふうに思っております。2月24日にもこういったことも含めてお話をさせていただき、確かにこの2月24日と6月22日では、委員さん自体も変わっておられる委員さんもございます。議員もそうだというふうに思っています。その中で、この2月24日のときには、いわゆる前の体協のほうから出てきておられます委員さんにつきましても、こういったことについてご説明もさせていただき、ご了解を得たというふうに思っております。確かに都市機能用地についてはいろんな考え方があろうというふうにも思っておりますけれども、そのほかの具体的な、例えばそういう集客施設をする場合の誰が運営をしていくんだとか、そういうふうな具体的なお話はなかったというふうに思っております。ただ、6月22日の時点ではその方向性が変わって、芝生を張るということについてはオーケーだと、そういうことだと思っておりますけれども、ただ、グラウンドゴルフというふうなことを広く訴えていくのか、あるいは多目的広場というふうな格好でしていくのかというのが議論の趣旨だったというふうに思っておりますので、その点について、次の設計審査委員会の中で、そのときには結論が決まらず、理事者のほうの考え方も聞きますというふうなことでその会議を終えておりますので、今度の9月28日にそのことも含めて町としての意見をやはり回答する、そういうことを言いましたんで、私のほうは、そのことを回答していきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 宮崎議員。

6番（宮崎有平） よくわかりました。

やはり審査委員会、検討委員会、ほかの検討委員会そんなになんてしょうけども、やはり代表者を置くべきだと私は思いますし、あと平成24年度で終わるんですから、もうわずかなんでそれを必要かどうか私はわかりませんが、そういった点においても、次の審査委員会のほうで検

討していただければと思います。

以上で終わります。

議長（赤松孝一） これで、宮崎有平議員の一般質問を終わります。

少し早いんですが、次の小林議員の質問の途中でお昼になりますので、ここで休憩に入ります。予定どおり13時30分から始めますので、ご参集のほどよろしく願いいたします。

（休憩 午前11時45分）

（再開 午後1時30分）

議長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

11番、小林庸夫議員の一般質問を許します。

11番、小林議員。

11番（小林庸夫） それでは、議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

質問通告は町長に対して出させていただきましたけども、ご案内のように思わぬ事故に遭遇されて、今議会は出席されておられません。一日も早いご快復をお祈り申し上げたいと思っております。

このたびは、職員教育の現状を問うということと、情報公開ということにつきましての2つの一般質問をさせていただきますので、堀口副町長、よろしく願い申し上げます。

ちょっとただいま歯の治療中で、ちょっと歯の下がないもんですから、ちょっと空気が漏れて思うように発言もしにくいし、また聞き取りにくいのもあると思いますけど、よろしくご勘弁のほどお願いしたいと思います。

さて、近年地方分権とか地域主権とかいう言葉をよく耳にいたします。明治政府以降、我が国は中央集権体制のもとに統治機構がしかれて、今日まで至っております。地方は国の指導のもとに行政運営がなされておりますが、1995年に地方分権推進法が成立しましてから、紆余曲折はありますが、地方分権一括法とか、あるいは三位一体の改革、地域主権3法などが整備されて、最近の皆様ご存じのように、橋下大阪市長の発信力とも相まって、地域主体の考え方に変わるべきだというようなマスコミや評論家の声も非常に高まっております。

このような中で、まだごく一部ではありますが、そういった流れの中で国や京都府からの事務も、少しずつではございますが、市町村に移管されておまして、今後こういった流れはますますふえることと思われれます。反面、町の財政事情などから職員数も減らすべきだという意見もある中、今またこういった新たな事務移管への対応、そして町民に対する大所高所からの指導力や提案力が、職員の皆様にはますます求められる時代となっておるのではないかと私は認識いたしております。

かつて、明治政府は「国づくりは人づくり」ということでの国家戦略から学校教育に力を入れられて、世界でも比類なき識字率まで国民のレベルアップを図ってまいりました。そのおかげで今日の日本の繁栄が生まれ、私どもも先輩の背中を見て、微力ながら次の世代へのバトンを託すひとときを担っておっております。私どものこの与謝野町の課題も、皆様ご存じのように、少子高齢化をはじめ、産業育成や仕事場の確保、あるいは介護福祉、医療問題など、数え上げれば数々ございますが、根本は人づくりと人材育成が町の発展にとって、時間はかかりますけれども、最重要課題であるということは誰にも異論はないと思っております。

中でも、町のリーダー的な立場の方々の人材育成につきましては日ごろ努力されていることとありますが、このたびの職員不祥事につきましては平成19年にもあり、合併6年目にして早くも2件も発生したことであり、町の一体化に向けて町民の方々の協力を得ねばならない非常に大切な時期に何でやという町民の方々の行政に対する不信の念を増幅させましたことは、まことに残念で、申しようがございません。

前回の不祥事の反省として、入札方法につきましては一定の改善がなされてきましたが、このたびのプロポーザル方式での入札、いわゆる加悦中学校改築につきましてはの企画提案書の入札につきましてはのいわゆる情報提供ということから不祥事が生まれたわけですが、不祥事が発生するたびにその対策が講じられますが、私は、根本は人としての倫理面での職員教育が果たして十分できていたのであろうかと、こういうように強く疑問に思う次第であります。さらに、世の中の進行は、今さら申すまでもなく、かつてないほどの速さで変わりつつあります。住民生活の維持や向上を図るためにも、町職員のスキルアップは一段と求められる環境となってきたらと思っております。

このようなことから、副町長に質問をいたします。

一つ目は、まず職員教育の現状をお聞きしたいということでございます。

二つ目には、過去に職員を国とか、あるいは京都府などに短期派遣されたことがあると思いますが、そういったことの経過、並びにその評価をお聞きしたいと、このように思っております。そして、また民間会社に短期派遣されるような考えはないか、あわせてお尋ねをいたします。

三つ目に、このたびの教育委員会職員の不祥事につきまして、今までにこの一般質問で数々の質問なりご答弁いただいたわけですが、こういったことの不祥事に対しまして、町民からは非常に厳しい声をお聞きいたしております。責任とり方につきまして、どのように考えられておられますのか、お聞きしたいと思います。

次に、これに関連したことでございますが、情報公開ということについてお尋ねをいたします。

過日の職員不祥事事件につきまして、町長以下理事者の方々の記者会見の様子が有線テレビで録画放送されたとのことでございます。私は見ておりませんが、ごらんになられた町民の方から、たまたまチャンネルを入れたら放送されていたということでございまして、町民の方々からすれば、新聞沙汰にもなっており、町民は非常に関心を持っておると。そういうのに放送されたということでございますが、その放送されることの案内が事前にあればよかったのというお声を聞いた次第でございます。昨年、おとしですか、FM告知放送も各家に取りつけていただいておりますので、こういったもので案内されればよかったのではないかと考えておりますが、そういったことの方の見解をお聞きしまして、1回目の質問とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 小林議員1番目のご質問、職員教育の現状を問うについてお答えを申し上げます。

1点目、職員教育の現状については、議員のご指摘は、人としての倫理面の教育について十分できていたのか疑問であるとのことでございますが、人としての倫理は、職員としてのみならず、成長していく過程で、当然人として身につけるべきものであると考えております。

与謝野町職員は、採用辞令交付の際に、与謝野町職員のサービスの宣誓に関する条例第2条の規定

に基づいて宣誓を行っておりますが、その宣誓書では、「公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することをかたく誓う」とあり、その後の研修で、与謝野町職員服務規程の説明を受け、職員としての倫理規範を学んだ上で職務につかせております。また、自治体コンプライアンスについては、京都府市町村振興協会主催のコンプライアンス研修に職員を受研させて、スキルアップを図っております。さらに、平成22年9月には、公正公平な職務の徹底を図るため、職務に専念する義務があること、法令等及び上司の職務命令に従う義務があること、信用失墜行為の禁止事項の徹底及び秘密を守る義務があることについての訓令を発令しており、毎年必ず贈答品や接待を受けることの禁止の徹底を図るための訓令も発令し、当然守るべきことではありますが、常々から指導をしてまいりました。

そのような中で、当然のこととして公務員には高い倫理観が求められ、それを遵守しなくてはならないことを職員全員が確認していたものと信じておりましたが、今回の不祥事は、大変遺憾でまことに申しわけなく思っております。今後におきましても、さらに徹底した指導等を行い再発防止を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の、過去に職員を国、府などの機関へ短期間派遣された経過と評価について尋ねるとともに、民間会社に短期間派遣する考えはないかについてお答えをいたします。

与謝野町が誕生して以来、現在まで国、府等の機関へ派遣した職員でございますが、京都府後期高齢者医療広域連合へ、平成19年4月から21年3月までの2年間、職員1人を派遣いたしました。当該職員は広域連合が立ち上がった当初の派遣で、はじめての制度となれない広域連合での事務だったとは思いますが、当初の目的を達成し、現在もその知識を生かして職務に精励しております。

また、京都府総務部自治振興課へは、平成20年4月から22年3月までの2年間に、それぞれ1年間、1人ずつ派遣しております。派遣したそれぞれの職員も、それまでに培った知識の上に、さらに自治振興課で得た知識と経験を生かし、現在の職務で遺憾なく能力を発揮しております。

さらに、京都府建設交通部都市計画課へ、平成20年4月から22年3月までの2年間にわたり職員1人を派遣し、都市計画の勉強をさせて、そのノウハウ等を高めた上で、現在の職務に励んでおります。

そして、京都地方税機構へは、平成22年4月から現在まで延べ3人の職員を派遣し、地方税の滞納分の徴収やその処分についての事務に当たらせております。

以上のおおりに、派遣した職員につきましては、それぞれの分野で得た知識や経験を生かし、さらに成長してくれるものと大いに期待をいたしているところでございます。

さらに、民間会社への短期間派遣する考えについてでございますが、議員もご承知いただいておりますが、行政改革大綱に基づいた職員数の削減に取り組んでおりまして、現在ではその目標を上回る削減をしている状況の中で、さらに加えて、なかなか見えにくいとは思いますが、議員も言われましたように、地方分権の名のもとに多くの事務が権限移譲されておりまして、個々の職員の業務量はかなり増大をいたしております。

議員ご指摘の民間会社への派遣研修につきましては、職員の資質向上を図る研修として大変意義のある研修であることは認識をいたしておりますが、現在の状況の中では無理だと判断をして

おりまして、今のところ派遣する考えはございません。

3点目の、町民の声として、このたびの不祥事の責任のとり方について厳しい声を聞く、どのように考えておられるかについてでございますが、議員のご指摘のとおり、このたびの不祥事は、町民の皆様に大変なご迷惑とご心配をおかけし、申しわけない気持ちで一杯でございます。

不祥事を起こした職員、また、その上司等関係する職員の処分につきましては、与謝野町職員の懲戒処分等に関する指針に基づいて処分を行う所存でございます。また、理事者の責任につきましても、しかるべき責任のとり方をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、2番目の情報公開についてお答えをいたします。

過日の職員による不祥事につきましては、8月30日に記者会見を開催させていただきました。このことは、まずは住民の皆様に事実をお伝えすることが先決だと判断し、広報スピードが速いとされる新聞報道やテレビ放送のお力をおかりし、謝罪と経過の説明をさせていただいたところでございます。

一連の経過を簡単にご説明いたしますと、事実確認をした29日の夜から、本庁舎と加悦庁舎で京都府警による家宅捜索がなされ、その捜査は30日の未明まで及びました。そして、同日30日の午前11時に加悦保健センター元気館を会場に記者会見を開催いたしました。その後は、記者会見で記者の皆さんから要望のあった追加資料の作成と情報提供を続けるなど、報道各社の取材対応を行いました。こうした一連の対応は9月3日の夜まで続いたということで、その間、町の広報体制としましても多少の混乱があったと認識をいたしております。

会見の様子は与謝野町有線テレビも終始記録をし、3日の午後8時の本放送と再放送を午後10時、翌日4日の午前9時、午後0時15分、そして午後3時の計5回の放送を実施しており、また、1日から9日までの間、それぞれの番組の前後には「おわび」のテロップを放送させていただきました。ほかにも文字放送、町のホームページでも同様に情報として掲載してきたところですが、議員ご質問の、KYTによる記者会見放送の案内をFM告知放送でお知らせできればよかったのではということに関しましては、KYTと広報の分野で情報の共有連携が不十分だったと思っていますところでございます。このFM告知放送に関しましては、有線テレビ拡張事業で整備をいたしましたメディアの一つでございます。ほかにもテレビ放送、文字放送、データ放送、ホームページ、メールマガジンなどさまざまな形で住民の皆様に情報をお届けする手段を整備しております。

今後もこれらのツールを融合し、住民の皆様とのさらなる情報の交流を進めてまいりたいと考えております。

以上で、小林議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） ただいまいろいろとご答弁をいただきまして、まず最初の職員教育の現状をということで、新しく職員に公務員として採用されましたときに宣誓書に署名とか、あるいは京都府のコンプライアンスの研修に参加させていくと。あるいはまた盆暮れのそういった贈り物には一切受け取らないようにという訓示を出しておるといようなお話だったんですが、この京都府のコンプライアンスの研修というのは、どのような立場の方が参加され、また年に何回あるのか。

そういったことがわかりましたら、ちょっと参考までに聞きたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） お尋ねの京都府市町村振興協会、これは府内の町村だけじゃなくて、市も含めました市町村の振興協会でございます。ここがさまざまな研修を行っていただいております、採用後1年、あるいは3年、5年、あるいは係長、課長補佐とか、あるいはそれぞれの業務の研修、幅広く研修を行っていただいております。その中の研修の一つがコンプライアンス研修、すなわち法令遵守の研修でございます。京都府内全体の市町村を対象に行っておられますので、多くの職員は受験できないわけございまして、職員の中でこの研修を受けたいという職員を募りまして、大体、例年一、二名しか受研はさせておりません。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） 与謝野町として、全職員に対するいわゆる研修的なことはきょうまでにはまだ、例えば年に一遍されるとか、そういうような形のことはなされたことはございませんか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 町の職員は、3庁舎のほかにも、それぞれ保育所をはじめ、それぞれの現場で働いておりますので、なかなか全職員を一堂に集めて一つの会場で研修を行うというのは非常に難しいんでありますが、正確な時期はちょっと違っているかもしれませんが、3年ほど前にもわくばるでコンプライアンスの研修を実施したことがございます。それから、先ほど答弁でもお答えしましたように、夏の、あるいは年末の、世間でいいます贈答品のところに、職員に対して訓令、通達を発出しまして、そういったことがないようにという訓令をいたしておりますし、それ以外にも、コンプライアンスにつきましては、例えば交通事故の防止等々、節目節目で年間たくさんの機会で一応職員に対しては訓令をしておるわけですが、今回こういった不祥事ございまして、この機会にこれまでのような訓令の出し方だけではやはりいけないということで、まだ講師の方と日程の調整がついておりませんが、3庁舎以外の、要は役場全職員を集めてのコンプライアンスの研修も現在計画をいたしております。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） 人間というのは、いわゆる忘れる、忘却の部分もございまして、いろんなことがあって非常に心にそのときにはぐっと受けることがありましても、日にちとともに、時間とともに、昔の「君の名は」ではございませんけども、「忘却のかなたに」というようなナレーションがあったわけですが、そういった生き物だと私は基本的に思っております。私がいわゆるお尋ねしたいと思って、このたびこのような質問をしたんですが、いわゆる昔ならと言うんですか、私の母親なんかも明治生まれだったもんですから、言葉は受け入れがたいお方もおられるかもわかりませんが、いわゆる修身教育だとか、あるいは徳育教育だとかいうことが戦前まではあったと。戦後は非常にそういうことが薄くなってきておるといような中で、非常に世の中の現象というものは、今改めて言うまでもなく、殺人事件でありますとか、毎日、もういろんな事件が出ております。そして、またいわゆるうちの今回の役場の職員ばかりではなしに、警察官であっても、学校の先生であっても、いわゆるいろんな分野の方々がもう何でもありきというような世の中になってきてございまして、非常に危機になって、日本としても非常にこのままで行けばきょうまでの日本のよさというものが非常にどうなるだろうというよさ、ある種危惧を感じており

ます。そういう人としての一番大事な考え方というものが伝授できていないと、昔からのそういったものが伝授できていないと、いわゆる技術的な、専門的なことは日進月歩で、知識としては身に入っておりますも、いわゆるそういったことを考える一番大事なことがおろそかになっておるといようなことが、私は一番大きな要因ではないかと思っております。

そういった意味で、今副町長が講演会というようなことを申されましたけども、いわゆる本当にそういったことを繰り返し繰り返し、やはり府のほうに、今お聞きしましたら、コンプライアンスの講習でも一、二名というようにございまして、わーくばるでもよろしいし、知遊館でもよろしいし、やはりこの260名ないし270名の現に町を預かっておられる職員の方々の、いわゆる本当にそういった人間力と申しますか、そういったことを高めるための教育というのが非常に私は求められるのではないかと、このように思っております。本当にこれはもう一般の会社にしても、いわゆる人の教育ということが一番もう重きに今なされておられて、せんだってごらんになった方もおられると思いますけども、NHKの「クローズアップ現代」で、人の叱り方とか褒め方とかいうことも流しておりましたけども、非常にそういうこの与謝野町の行政職員の方というのは、町民の一つの非常に中核となる立場の方でございますので、そういった面の教育ということに、ぜひ取り組んでいただきたい。

先ほど副町長そのように申されておりましたけども、本当にそういったことで、仕組みは、例えばいわゆる前回の不祥事が起きてから、入札のほうにつきましてはそれなりの対応もなされて、仕組みはできたと思うんですけども、仕組みばかりでは、なかなか生かすことができない。やはり基本はやっぱりそういう人を誘うようなあしきことがあっても「ノー」と言える、「だめだ」と言えるだけのやっぱり信念を持った人間に育ってもらわないことには、やはりこういったことが、幾ら仕組みをいじっても同じようなことがまた二度、三度、また出てくるのではないかということ懸念いたしております。

そういった意味で、ぜひそういったことの学習というのを、きのうも教育長がモラルの教育に尽きると、あるいは研修が必要であるというようにご答弁もお聞きしたわけでございますけども、本当に理事者としてそういった、就職していただいたら、それで立派な人として完成品というのではなしに、本当に継続的な啓蒙が繰り返し繰り返ししてもらうことによって、凡人でも少しずつそういったことが心の中に、骨身に入っていくんだと思っておりますので、ぜひそれをお願いしたいと思っておりますけど、そのことについての、またお考えを聞きたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほども申し上げましたように、全職員を一堂に集めて改めてコンプライアンスの研修を行いたいということで計画をいたしております。しかし、今議員がるるおっしゃいましたように、道徳といいますか、倫理といいますか、悪いことは悪い、当たり前のことがわかつたようでわかっていないといいますか、この議員が言われますように、この5年余りの間に結果として2回もこういう事態が発生したということでもありますので、先ほどのコンプライアンスの研修会のほかにも、例えばこの間ご答弁させていただきましたように、第三者の方を含めました真相究明と申しますか、再発防止の委員会、その組織の中でもこういったことが再び起きないように、組織としての問題、それから個人としての問題、それぞれ議論をしていただきたいというふうには思っております。

議長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） ぜひ取り組んでいただきたいし、いただくべきだと思っております。これは3つの庁舎に分かれておるといことも一つの取り組みがたい原因の一つのように思っておられるかも知りませんが、土曜日か日曜日か、やっぱり2時間でも3時間でもそういう全職員の方々に参加していただくというような強い方針で、やはり継続的な勉強会というものをされましたら、我々議員も、そういう情報を聞きましたら勉強に駆けつけさせていただきたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、二つ目の民間会社に短期間派遣される考えはないかということでお尋ねしましたところ、いわゆる職員も削減中であり、意義あることとはわかるけども、現実的には難しいというご答弁だったと思ひます。

先月でしたか、総務委員会で岐阜県の揖斐川町に行かせていただきまして、ここの町長さん以下、議長さんもおられまして、いろいろと職員派遣のことにつきましてのきょう現在取り組んでおられる模様をお聞きしまして、本当に副町長が、ちょうど町長は途中から参加されたんですが、副町長が申されるには、もう町長が口が開けたら、もうまちづくりは人づくりと、とにかく人間を育てにやいかんというような強いメッセージで町政運営をなさっておられるということから、いわゆる揖斐川マラソン、今ちょうど岐阜清流国体をこれからされるようですけども、揖斐川マラソンいうのをずっとやっておられまして、そこに西濃運輸の社員も参加されておられるという形から、西濃運輸の社長と町長とのそういう交流で一つお願いしておるといことから、ちょうど7年になるとおっしゃっておられましたけれども、1人の職員を、いわゆる給与とかそういうことは一切もう町が今までどおり職員に払って、会社には一切負担をかけないということ、毎年1人派遣、1年間の派遣期間ですけども、そういう形でやっておられるというようなお話聞きまして、今7人目が行っておられて、今6人が帰ってきておられるんですけども、その結果をお話聞きましたら、運輸会社ですから、いわゆる荷物の受け渡し、配達、あるいは経理のほうとかいうのを3カ月か4カ月ごとぐらいにくるくる配置をさせられて、現場をならしてきたというようなことから、非常にフットワークがよいと、帰ってきた職員の動きが非常によいと。それから視野が広がっていると。それからアイデア面でも非常にすぐれておるといようなことで、その帰ってこられた職員の動きを見て、周りの職員もまた啓蒙されるというような形で、非常に町長も「ようやってくれる」と、もう町長みずからそうやって「ようやとってくれます」いうて、初対面の私たちに、非常に職員を誇りに思ってそういうお話を承ったわけでございますけども、この人事交流の目的というのは、やはり人脈でありますとか、あるいは職員の能力開発、あるいはコスト意識の向上でありますとか、政策形成、あるいは情報収集、また組織運営方法の習得でありますとか、国際感覚でありますとか、専門的知識の習得と、こういったものにつながっていくようでございます。

この間のちょっとある雑誌で見たんですけども、いろんな市町村からもそういった民間企業、商社でありますとか、あるいは生協、高速道路会社、あるいは自動車会社、損害保険会社、JA、銀行、大学、JR、こういったところに職員を派遣されている自治体が全国にはいろいろとございます。やはり、今地方分権、そういった自主独立の、なかなかそういう言葉では、自主独立言うてもできませんけども、財務的な面で。いわゆる地方は地方、自治体は自治体で何とか自立の

道を歩むように、国もそういう方向に行っておりますし、そういった中で、やはりこの職員の方々のスキルアップ、レベルアップというようなことが、やはりこういった公務員さん以外の組織に身を1年間でも委ねられることによって、非常に得るところが生じるのではないかと、このように今、この間揖斐川町に視察に行かせていただきまして感じたような次第でございます。

非常に、確かに職員数も削減ということでございますが、何とか若い、次の与謝野町を担っていただける方をそういったところに、町長あたりもきょうまでの長き経歴の中でいろんな外部とのコネクションもあると思いますし、そういったことの取り組みがぜひ検討をされるべきではないかと私は思いますけども、改めてもう一遍副町長の、先ほどは町長の答弁だったんですが、副町長のお答えを聞きたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほどの町長の答弁、続いて私の答弁というお話ですが、この内容については、当然町長とも相談をして調整をいたしておりますし、私の思いとも一緒でございます。

確かに、よその飯を食ってくればということは以前から言われることでありますので、非常に意義がある、意味のあることだということは承知をいたしております。先ほどお答えしましたように、この間、京都府との関係などに職員を派遣しておったんですが、それも平成22年3月末だから21年度で途絶えております。それまでは毎年2名ないし3名の職員をあちこちに派遣をすることができたんですが、現在は民間はありませんけども、現在まだ派遣が続いておりますのが、地方税機構へ2名の職員を派遣いたしております。それと任意の団体ではありますが、派遣という意味で申しますと、この1市2町で今広域ごみの協議会をつくっております。ここにも住民環境課の職員が、4月からはもうフルタイムで行っておりますので、住民環境課には元の席はあるんですけども、住民環境課の戦力としてはもうカウントできないという状況でございます。

確かに、よそでいろんな勉強をすることは非常に意義があることとは思うんですが、先ほど申し上げましたように、なかなかこの二百数十名の役場組織からたった1名、あるいはたった2名であっても出すことは非常に難しい状況が現在あります。京都府の組織へもなかなか難しい中で、民間会社というのはこの間、厳密に申し上げますと、KTRが沿線市町村が順番に出しまして、与謝野町からも1人の職員を、たしか2年間だったと思いますが、派遣したことはありますが、ほかの民間派遣の経験はございません。なかなか職員が少なくなる中で、また地方分権の関係で事務がふえる中で非常に厳しいと。意義のあることだということは承知をいたしておりますが、非常に厳しいということをご理解いただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 非常に厳しいと、できないということだと思いますが、何とか1人ぐらいは万象を繰り合わせて、そういった取り組みをしていかれるべきだと私は強く思っております。

今、副町長いろんな、できたらそれで行政関連の組織体ではなしに、やはり民間のほうが私はもう、全然やっぱりもう厳しさいうんか、そんな厳しい、厳しいと思ったら叱られますけども、また違うジャンルの中で学ぶ点が必ず私はあると思っておりますので、一つの今後の課題として、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

そういった、この中にどっぷり浸かっておりますと、ともすれば井の中のカワズに終わってしまつて、本当に今、世界の動き、社会の動き、そういったような形、皆さん気張つて勉強してい

ただいとる思いますけども、やはり都会に一步足を踏み入れていきますと、本当に高層ビルの中で、私らでも田舎もんですけら、「ああ」と思ってびっくりすることばかりで、やはりよその飯を食うというんではございませんけども、そういったことに年間1人、そういった人の枠をつくっていただくと、これはもう決意してもらって、何とかならんかと思っておりますけども、取り組んでいただきたいと思っています。

こういう人づくりのことにつきまして、監査委員さんの意見書にも、最後に職員研修に努められたいと。昨年の監査報告のそういう意見が一言載っております、こういったことのメッセージをどのように副町長受けとめられておりますか。この件につきましてのお尋ねをしたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 監査報告の中にそういった記述があることは承知をいたしております。200名を超える大きな組織の中で、何とか1名ぐらい派遣できないかという議員のご指摘なんですが、職員それぞれの職場、所属に属しております、その中で考えますと、たかが1名、されど1名でありまして、なかなか京都府のほうからも、合併した町であるので職員のスキルアップのためには研修生といいますか、府庁のほうに勉強に来られたらどうですかというご案内はいただくわけですけども、その1名がなかなか出せないという状況でございます。

ちょっと細かい話になるんですけども、先ほど来申し上げておりますのは、役場の職員が役場に籍を残しながら府庁に1年間ないし2年間行ってスキルアップを図るということを実績として申し上げたんですが、これ以外に京都府の職員が与謝野町へ来ます、与謝野町の職員がかわりに行きますと、交換の研修制度もあります。これでしたら、職員がマイナス1ということにはなりませんので戦力ダウンは多少は防げるわけですけども、その場合であっても、役場の職員は、府庁のどの組織でどういった勉強をさせたい、それから向こうから実際の市町村の現場行ってこういう勉強をさせたいというのがやはり合わないと、こちらの一方的な思いだけではこの交換人事が実現をいたしませんので、そういったこともありまして、この間、府との関係はこの2年間途絶えております。

それから、確かに民間の研修、市町村の中には新規採用で4月に採用された職員を研修の一環として4月に、その研修の期間中に1週間程度、地元の企業に研修に行かせるというところも承知をいたしておりますが、与謝野町の場合はなかなかそういった余裕がなくて、採用した明るる日から社会人としての基礎研修に始まって、もう、すぐにそれぞれの職場に赴任させると。そうしないと、退職者があつた後の補充をするわけでありまして、その職場に穴が開いた状況が続くということになりますので、なかなか余裕を持った人事配置ができておりません。

確かに議員がおっしゃいますように、公務員の世界から離れて民間の会社で、民間の目線で研修を深めるということは本当に意義があるということだというふうに思っておりますけども、なかなかその実現という話になりますと、困難な事情があるということでご理解がいただきたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） それでは、三つ目のいわゆる責任のとり方ということで質問をいたしましたところ、上司等につきましては懲戒処分、あるいは理事者につきましては任せてほしいというような

ご答弁だったわけですが、非常に閉塞感のあるこの地域にありまして、非常にきょうまでもいろいろと合併になってから警察沙汰が、こういった公務員さん関係のことが続いております。やはり、「これはなんかおかしいで」と、「もっとしゃんとしてもらわな」というような強いお言葉も耳にいたしております。こういったことがそのまんま、なあなあ、まあまあで時間だけがたっていくというようなことは、非常に町民に対する無気力感を与える。また、これは子供に与える教育ばかりでなしに、大人に与える教育面からも私は非常に憂慮すべきことだったと、このように思っております。これは、きょうは町長お休みでございますけれども、本当に組織のトップとしてどういう判断をされるかということは、町民の方々が関心を持って見ておられるということをお願いしたいと思っております。

それから、次の二つ目のいわゆる情報公開ということにつきましても、こういったFM告知というものがどのお方にも設置していただいております現状から、やはりそういった町民の関心のあることにつきましても放映される場合は、一言流してもらったら、いわゆるホームページ、パソコン云々言われましても、なかなか高齢の方でパソコンをいられる方も少のうございますし、やはりFM告知なら耳に入りますし、ちょっと見てみようかなという町民の方々もふえるのかと思いますので、ぜひ今後はそういった取り組みがお願いできたらと思っております。

ちょっとそのことについてのご答弁をお願いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほども申し上げましたように、確かに今回の不祥事にかかわりまして、教育委員会はもとよりですけども、総務課も、あるいは企画財政課、情報部門もそうです、急な話ではたばたする中で、KYTと広報の分野のこの情報の共有とといいますか、連携が不十分であったというふうに思いますし、それを大所高所から、例えば私たちの立場でこれは連携をとってやるよというふうな判断、指示をする者もいなかったということだと思っております。確かに、新聞、あるいはテレビ報道がなされましたけども、あくまで紙面の制約があったり放映時間の制約がある中で、KYTの記者会見の様子はそういった時間的な制約がない中で、しっかり最初から最後まで放映をさせていただきましたので、いち早く教育委員長、教育長、町長のおわび、それから経過報告、さらに記者との間の問答の中で今回の不祥事のその概要、詳細がわかって、なおかつ直接町民へのおわびができるタイミングでありましたので、議員がおっしゃいますように、FM告知放送でこの時間に記者会見の様子を録画放送しますという連絡があれば、我々の思いがいち早く町民の方にお届けできてよかったというふうに思っております。そういった意味では、不十分だったことは反省をいたしております。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） せんだっても水道料値上げの審議されまして、これももう否決されたわけですけども、町民の方々にいわゆる行政側としてお願いしなければならない大事なことも、協力を得なければならぬことも次から次へ私は出てくると思っております。そういった意味も含めまして、本当にこの与謝野町が希望のある町になりますように、本当にこういった機会に、後ろ向きのことばかりでなしに、本当に夢のある、展望のあるまちづくりに、これを機会に皆さんと、我々議員もそうですが、頑張っていきたいとこのように思っておりますので、一つ皆さん方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。

議長（赤松孝一） これで、小林庸夫議員の一般質問を終わります。

ここで10分間、35分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時24分）

（再開 午後 2時35分）

議長（赤松孝一） 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、2番、和田裕之議員の一般質問を許します。

2番、和田議員。

2番（和田裕之） それでは、議長のお許しを得ましたので、平成24年9月定例会の一般質問をさせていただきます。

今回は、与謝の海病院の府立医大附属化と拡充についてと、CATV拡充について、この2点について質問をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1件目の与謝の海病院の府立医大附属化と拡充についてであります。京都府立与謝の海病院は、昭和28年9月に府北部地域の結核医療中心の与謝の海診療所として開設され、昭和36年7月には京都府立与謝の海病院として名称を改め、地域の中核病院として高度医療に取り組む与謝の海病院というコンセプトのもと、京都府北部地域、いわゆる丹後医療圏の基幹病院としての役割を担ってきました。

京都府立与謝の海病院が府立医科大学との連携をさらに強める中で、より一層地域の医療機関への支援や質の高い医療を安定的に提供する役割を果たし、経営形態の見直しを含めた医療体制の拡充、強化を図るための方策について、先般、平成23年8月31日に第1回目の京都府立与謝の海病院あり方検討会有識者会議が開催され、その後、同年12月21日に第2回目、本年2月1日に第3回目が開催され、その会議には、関係委員、京都府、オブザーバーとして宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町の2市2町の首長が出席をされました。本年2月8日にあり方検討会有識者会議は、京都府立与謝の海病院を府立医科大学附属病院化を求める提言を京都府へ提出し、既に今年度予算には与謝の海病院を府立の病院を直営として運営することをやめて、独立行政法人、つまり民営化するそのための関連予算が計上をされております。

ご承知のとおり、地方独立行政法人とは、2002年7月に設立した地方独立行政法人法により、病院や大学などの施設を地方公共団体の直営から外し法人化できるようになったものでありますが、特定地方独立法人と一般法人、この2つがあるわけですが、現在提案実施されている多くは非公務員型の法人であります。もともと小泉内閣時代に「官から民へ」のスローガンで、国立大学に対し競争原理や効率化運営として具体化されてきたもので、その後全国で運営交付金が削減され、大学に効率を求めた結果、大学間、大学内での研究の格差の広がり、大学の独立性・自主性が失われるなど大きな問題として広がっています。既に京都府立大学と京都府立医科大学及び附属病院は、2008年4月に独立法人である京都府公立大学法人となっておりますが、経営効率優先で個室料値上げなど、患者負担が拡大しているというふうにお聞きをいたしております。

あり方検討会有識者会議の提言では、命の平等が脅かされている実態や、丹後与謝地区の丹後医療圏の医療の厳しい現状が資料等により明らかになりました。丹後地域では、高齢化と社会情

勢が変化する中で、平成22年度の高齢化率は31.7%と、京都府23.4%、全国23.1%に比べ非常に高く、人口推移においても減少が見込まれ、さらなる高齢化が進みます。

このような中、丹後の死因別死亡者数は、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、この順になっており、いわゆる3大疾病による死亡率が府下の他の地域と比べても非常に高く、この3大疾病による死亡者数が60%になっており、非常に高い状況にあります。また、3大疾病全てにおいて、入院患者が中丹医療圏や兵庫県に流出しておる状況も明らかになりました。

救急医療においては、丹後の救急搬送人員は、平成21年度に3,933人であったものが、平成22年度には4,350人と10.6%増加しており、京都府5.1%増、全国6.3%増と比較しましても丹後の増加率は非常に高い状況であり、このうち宮津与謝消防本部管内における搬送者2,047人のうち、94%である1,922人の方は与謝の海病院へ搬送され、残り6%の125人の方は他の病院へ搬送をされております。

医師数の現状については、平成20年度の調査によると、京都府全域では、人口10万人当たりの医師数は279人と、全国1多いにもかかわらず、多くの医師は京都市内におり、丹後医療圏は146人と、全国平均の3分の2と少なく、医師の地域偏在も問題となっております。また、医師は府立医大からの派遣により構成されておりますが、20代が増加するなど、平均年齢も37歳と若年化してきており、医師の定着率も2.4年と短期化をしております。

診療科においては、神経内科、脳神経外科、救急科は医師の配置は1名となっており、医師不足の状況も見られております。

このように厳しい丹後与謝地区の現状となっており、京都北部の基幹病院として地域にとってはならない病院であり、与謝の海病院の拡充は京都府の責任であり、また地域住民の願いでもあります。わずか3回のあり方検討有識者会議で、医療現場や住民に何ら要望や意見を聞くことなく、法人化ありきで結論が出され、来年4月には与謝の海病院を府立医科大学の附属病院化となる方向で進められておりますが、法人化すれば何でも解決するかのように既定の事実として迅速に進められていることは、大きな不安と危惧を抱かざるを得ません。住民の声としては、「病院がよくなるのではないか」「附属病院になれば医師が来てくれるのでは」と期待がある一方、「何が変わるのかわからない」「大学病院になると、身近な地域の病院の役割はどうなるのか」「法人化したら府の責任、支援はどうなるのか」「重篤な病気になれば、搬送される病院、拠点病院として拡充してほしい」、このようなさまざまな声が聞かれます。京都府は、地元への説明は法人化附属病院化を表明後として、本年7月、附属病院化推進会議が開かれ、今後も開催されると伺っております。

そこで与謝の海病院の府立医大化と拡充について、次の点についてお伺いします。

1. 3回のあり方検討有識者会議に出席され、どのような意見が出されたのか。また、附属化推進会議ではどのような意見が出されたか。当町としてはどのように意見をされたのか。
2. 独立行政法人化で、住民にとってどのように期待できる病院になるのか。
3. 町長としてどのような展望を持たれているのか。

次に、2点目のCATVの拡充についてであります。有線テレビ運営事業におきましては、平成23年度決算であります3月31日現在の資料によりますと、世帯数が9,123件に対し、Aプラン、Bプラン、Cプラン、Dプランのいずれかに加入していただいている加入者数は

7, 720件であり、加入率は84.6%と、加入率のあったことは大変すばらしい成果であるというふうに思っております。テレビ加入率は5,682件、インターネット加入数は2,602件であり、テレビ比は73.6%、ネット比は33.7%という状況で、今後はAプランである、いわゆる有線テレビプラスFM告知のプランの方を、インターネットも入ったBプランに変更していただく努力と、Aプランの方が加入を解約されることのないよう努力していただく必要があるというふうに考えております。

テレビにおいては、引き続き魅力ある自主制作の番組の制作が必要であり、番組の内容も充実も必要ではないかというふうに考えております。そのためには、番組スタッフが足りないのではという、以前議会のほうで質問をさせていただきましたが、現在では増員されており、若干やりやすくなったんだなというふうに思っております。スタッフがふえたと言え、もっと拡充するためには、町民の方々と貸し出しカメラを有効に活用し、共同で番組制作をつくることも重要です。

ネットにおいては、利用者から要望の多かったKYTエリア外からのメールの送受信もサーバー導入により可能となりました。また本議会の条例改正では、IPグローバルアドレスの払い出しも決定し、利便性も向上しました。

先般7月19日に、総務常任委員会で、福井県敦賀市の嶺南ネットワークへ行かせていただきました。このケーブルテレビ局は、昭和61年に敦賀市の出資による三セクで設立された会社でございますが、背景には原子力発電所があり、有事の情報手段として、またテレビの電波が弱く4局しか映らない地域でもあり、そのような状況で開局された、このようにお聞きをいたしました。テレビの加入率は94%、ネットでは80%を超えており、民間の光回線との競争もある中で、加入率の高さはすばらしく、低価格で、サービスの内容もすばらしいものでした。

KYTは1チャンネルの運営ですが、嶺南では4チャンネルの運営を、番組スタッフを8名、編集機は5名で編集しておられ、技術もまた、大変すばらしいというふうに思いました。しかし、機材等は当町の最新鋭の機械のほうはるかに高いものだというふうに思いました。今後さらなるKYTの向上をお願いしたいと思います。

そこで、次の点についてお伺いします。

1. 学校や保育所の活動の取り組みや、番組制作、各課のお知らせなどの重要な課題は担当職員による映像による放送はできないか。
2. 町施設で生放送できる施設はどこか。また、災害中継などの生放送はできないか。
3. グローバルIPアドレスの払い出しにより、割り当て数に不足は生じないか。
4. CATVの今後の課題、またどのような展望を持たれているか。

以上、私の1回目の質問とさせていただきます。よろしくご答弁お願いします。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 和田議員ご質問の1番目、与謝の海病院の府立医大附属病院化と拡充について、まず1点目の、3回の有識者会議でどのような意見が出されたのか、また附属化推進会議ではどのような意見が出されたのか、当町としてはどのような意見をされたのかについてでございますが、与謝の海病院あり方検討有識者会議は、少子高齢化と医療過疎が進む丹後医療圏において、与謝の海病院が総合的かつ高度で専門的な医療を提供していくため、幅広い見地から検討するこ

とを趣旨として設置をされ、昨年8月31日から本年2月1日まで3回協議が行われ、本年2月8日に提言書が知事に提出されたところでございます。

会議の中で、議論の方向性としましては、経営形態見直しの手法として、「地方独立行政法人がベター。したがって、府立医科大学の附属病院化が最も適当な選択肢である。その理由として、自立的・弾力的な経営が可能で、権限と責任が明確となる」とのことでした。

また、ほかの主な意見としましては、「与謝の海病院には、地域医療を担う機能の充実が求められており、救急、総合診療、遠隔診断をはじめ、丹後地域の医療ニーズに応じた診療機能の充実強化が必要であり、府立医科大学は一層連携して高度医療を提供するため、バックアップ機能を強化する必要がある。そのためには、ハード・ソフト両面の整備が不可欠である」また、「地区医師会と十分な調整をして、地域支援病院としての機能を発揮し、在宅医療や介護も含めた地域医療を担う人材育成が必要である」さらに、魅力ある病院にするためには、「医師のモチベーションを向上させるような待遇・生活環境の整備も重要」との意見もございました。また、地元からの主な意見として、「救急機能の強化、救命救急センターの設置、精神科、脳神経外科の充実」などがありました。

以上の意見等を整理され、提言書としてまとめられたところでございます。なお、詳細につきましては、京都府ホームページに掲載されておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

この提言を受けまして、京都府ではより質の高い医療を安定的に提供するため、平成25年4月に地方独立行政法人による府立医科大学附属病院化とする意向が表明されました。そこで提言の内容を具体化し、よりよいものにするため幅広く意見を聞く場として、また与謝の海病院の中長期的な将来像に反映させ、医療を核として丹後地域の活性化につなげるため、京都府、医大附属病院、地元行政、地元医療関係者で組織する与謝の海病院医大附属病院化推進会議を立ち上げられました。

第1回会議は7月17日に行われ、主な意見としては、「丹後地域の安定的な医療が提供されるよう強く期待している」また、「地域医療を支えるようにすべき」との意見に対し、病院側からは、「役割分担しながら病診連携するとともに、地元市町村に貢献できる病院となるよう努める」との発言もございました。

町長も、「民間も含めたほかの病院と連携しながら、医療供給体制を構築することが必要。救急医療の強化のほか、当町としてもクアハウス岩滝等を活用し、自然や食、いやしの地域特性を生かしながら、健康を守る取り組みをされることに大いに期待している」と意見を申し上げました。

第2回会議は、9月18日に開催されたところであります。

また、この会議は、今後も継続して持たれると伺っております。

2点目の、独立行政法人化で、住民にとってどのように期待できる病院になるのかについてでございますが、地方独立行政法人は、公共上、その地域では確実に実施されることが必要であるものの、民間主体では確実な実施が確保できない事業をより効率的・効果的に行うために地方公共団体が設置する法人で、地方公共団体による直営と比べ、予算、職員定数、人事などの面で、より自立的・弾力的な経営が可能となり、権限と責任が明確化される制度であり、事業の確実

性・継続性を担保しつつも、より民間的な経営手法が導入できる制度であるとされております。

今回の附属病院化により、丹後医療圏の基幹病院として診療機能を充実させることに加え、北部地域を府立医科大学のフィールドとして活用し、教育・研究機能を発揮することにより大学の魅力を向上させ、全国から優秀な若手医師が集まる魅力ある附属病院づくりに向けて、府立医大とともに協議が重ねられていると伺っております。このように、人材育成拠点として充実されることにより、地域医療への医師定着につながることを期待しております。

3点目の、町長としてどのような展望を持たれているかについてでございますが、先ほども申し上げましたが、与謝の海病院の中長期的な将来像につきまして、検討しております推進会議におきまして、町長からは、よりよい医療機関となるよう地元行政として意見を申し上げているところでありますが、府北部における中核病院として質の高い医療を安定的に提供していただくため、さらなる機能充実を目指すとともに、一層患者さんや地域に親しまれる医療機関となるよう大いに期待しているところでございます。

今後とも、近隣市町と連携をとりながら、京都府へ意見・要望を続けてまいりたいと考えておりますので、格別のご理解とご支援をいただきますようお願いを申し上げます。

2番目のCATVの拡充について、お答えをいたします。

与謝野町有線テレビ事業につきましては、町民の皆様のご理解をいただき、ご案内のとおり、ことし3月末におきまして84.6%の加入率となっており、本年度に入りましても既に70件弱の加入申し込みをいただくなど、運営にも大きな励みとなっているところでございます。

ところで、第1点目、学校や保育所の活動や取り組みの番組制作、各課のお知らせなど重要な課題は担当職員による映像放送ができないかのご質問ですが、一番よく知っている担当職員が出演し、専門的分野について丁寧に説明することは、番組のわかりやすさや充実につながる場合が多いと思います。現在も保健師が出演する「健やか広場」という番組を制作しておりますが、今後も全ての業務とはまいりませんが、必要な場合は積極的に担当職員や当事者が出演することも有意義であると思います。

2点目の、町施設で生放送できる施設はどこか、また災害中継などの生放送はできないかについてでございますが、現在、生放送が可能な拠点施設は、成人式や選挙の開票を中継放送いたしております野田川わくばると、この議場、そしてスタジオの3カ所のみでございます。この中継放送には、スタジオまでの専用の光ファイバー線が必要となりますので、現在はこの3施設となっております。

また、災害中継についてですが、職員数が減少する中で、災害対策本部の業務に従事する必要もありますので、基本的に災害の放送は控えさせていただいております。

3点目の、グローバルIPアドレスの払い出しにより、割り当て数に不足は生じないかのご質問についてお答えをいたします。

今回サービスを予定していますグローバルIPアドレスの割り当てサービスは、毎月5,000円の追加料金をいただくこととしており、利用できる個数は120個限りとなっております。この120個を法人などの事業所に優先的に利用いただくこととしていますが、現在法人としてKYTネットを利用いただいているのは約100件で、このうちの全ての法人が利用されることはないと思っておりますし、事前のアンケートの結果から見ましても、120件内

におさまるのではないかと考えております。

4点目のCATVの今後の課題、またどのような展望を持たれているかについてでございますが、有線テレビ事業は昨年度に全ての工事が完成し、運営が始まったばかりでございますので、まずは引き続き加入率の向上を目指し、加入促進策を続けてまいりたいと考えております。特に防災機能を持つFM告知機を1軒に1台は必ず設置いただきたいと願っております。また、番組の充実やインターネットサービスの向上など、今後もいろいろな面におきまして住民の皆様の意見に広く耳を傾け、少しずつでもサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

また、全国のCATV局の運営体制には、公設公営方式、指定管理者方式、公設民営方式などがございますが、それぞれにメリットとデメリットがあるようでございます。今後はそれらの運営方法を研究しながらも、当面は運営状況の推移を見定めるため、現在の運営をしっかりと行ってまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で、和田議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） ご答弁ありがとうございました。

1点目の与謝の海病院の府立医大化ですね。これにつきましては、大変有識者会議の内容を詳しくご説明いただいて、大変よく理解できました。私もちょっと質問することに困るんですが、まず1回目の私の質問の中で、与謝の海病院の現状と丹後医療圏における現状について述べさせていただいたわけですが、3回検討されたあり方検討有識者会議では、与謝の海病院の医師不足の問題、患者数の減少、病院会計の現状も踏まえた議論がされて、そして今後の経営形態についても議論されたというふうに理解をさせていただきました。

そこで、再質問としまして、あり方検討会では、先ほどおっしゃいましたベターでということと独立法人化がいいという意見というか、結論になったということなんですけど、経営の形態については、地方公営の企業法の全部適用ですとか、指定管理者制度、独立行政法人、これらいろいろあるわけですが、もうちょっと詳しく、なぜ独法化がよいというふうになったのか、また独立法人化のほうがよいよという委員の方が多くいらっしまったのか、その点について再度お聞きしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 地方独立行政法人がいいという理由でございますが、自立的・弾力的な経営が可能で、権限と責任が明確となるというのが大きな理由というふうに伺っております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） ご存じの方もいらっしゃるというふうに思っておりますけど、京都府立の医科大学、これは平成20年4月に独立行政法人化をしており、間もなく4年半がたとうとしております。附属病院化するということは、与謝の海病院も必然的に独立行政法人というふうになるというふうに考えております。

先ほど副町長おっしゃいましたように、独立法人になるということは、病院長の権限を強化して、病院長の裁量で経営計画を策定でき、そしてまた権限と責任を明確にするという、そして府立医科大学との連携を図り医師確保を図るという、このような趣旨であるということは私も理解をしております。

そこで、次の質問なんですけれども、独立法人化となると民営化というふうになるわけで、病院長の権限においてこの人事、給与でありますとか予算、これも決めるということができるようになるというふうに思っておりますが、いわゆるこの独立法人化になることで、いわゆる直営でなくなる、このことに対して多くの方が不安の声を上げておられる方がいらっしゃいます。例えば経営効率が優先されて、不採算部門である診療科が廃止されたり、そしてまた個室料が上がったりなど患者さんの負担が大きくなる。また、京都府の責任はどのようになるのか。今、京都府のほうから補助金が出ておりますが、これまでの補助金、これらがどのようになるのか、大変多くの方が不安に思っているわけなんです。

その点について、わかる範囲で結構ですので、お願いしたいと思います。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 詳しくは保健課長のほうからお答えをさせていただきます。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 会議に出席させていただいた中から、私の知り得る情報の中からお答えさせていただきますが、先ほども答弁にありましたように、独法化については、選択肢としてよりベターであるというふうな結論をされているようでございます。そういった中で、先ほど議員ご発言のように、いろいろな課題もあるかというふうに存じております。個々には承知しておりませんが、その課題を一定整理する中で、経営効率、それから個人負担なりが高くなるとか、そういった個々の問題も一定京都府のほうで現在整理されているというふうにお聞きしておりますので、そういったものも今後明らかになってくるのではないかなというふうに思っておりますし、京都府の責任においても、附属化になって以降も、当然京都府として責任を持ってかかわっていくといえますか、そういった姿勢を示しておられました。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2番（和田裕之） 詳しく説明していただきまして。当然独法化になるということは、採算性、これはやっぱり追及されてくるんじゃないかなというふうに思っています。いかに課長がおっしゃいましたように、京都府が府立医大とかかわって赤字部門なりを廃止しないように、いかにかわって今までどおり補填していくことが必要だというふうに私は考えております。

先般、8月27日に宮津与謝社会保障協議会、これと京都府の担当部署であります健康福祉部の医療課の課長、三様にお越しいただいて懇談会を開催されたわけです。私も参加させていただきましたんですが、府の医療課が、病院、今後とかかわっていくんだという、こういうふうにはおっしゃっていただいております。その中で、府立医大とのかかわり、運営にかかわる仕組みづくりが必要であるという発言をされておまして、この点については期待をさせていただきたいなというふうに考えております。

次の点なんですけど、拡充についてですが、医師不足、これは全国的に言われておりますが、冒頭にも述べさせていただいたとおり、10万人に対しての医師数、これは京都ではトップだということになっております。その多くのお医者さんというのは京都市内におられるという現状にあります。これはご承知のとおり、平成16年の医師臨床研修制度、ご存じかと思いますが、この導入により、都市部に若手のお医者さんが集中するという、こういう傾向にあり、地域偏在や診療科目の偏在が顕著化しているということも事実であります。

今、府立医大の先生で構成していただいて、与謝の海病院でお世話になっておるといことなんですが、例えば京大とか、冒頭に副町長のご答弁でもあったかと思うんですが、全国からお医者さんが来ていただけるような魅力ある病院にすることが必要ではないかという、このように思っております。患者数の減少ということも赤字の原因ということかも知れないですが、冒頭言いましたように、入院患者の方も減っております。これの原因としましては、原因というか、どこにということになると、丹後医療圏だとか、兵庫県のほうに流出をされている、この原因としては、手術ができないとかいうことも要因としてはあるのではないかとこのように思っております。高度医療という点については、どこまで高度にするかというのは、お金の面もありますし、大変なことだなというふうには考えております。

それで、先ほどおっしゃいましたように、附属化になるということで、3回の有識者会議にはオブザーバーという形で出席されたというふう聞いております。7月17日に推進会議ですか、これに1回目出席され、今後もあるというふうにお聞きをしております。大変多くの方から不安の声もあるんですが、この推進会議というのは発言できる場だというふうに考えております。これから法人化に当たって、やっぱり大きく、このままだとよくなるか悪くなるかわからないという状態で、いろんな住民の方の意見をその推進会議で多くの意見を取り上げていただきたいと思うんですけれども、その点のところはどのようにお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 推進会議、7月に1回目、そして9月18日、つい最近2回目がありました。保健課長が出席をしてくれておりますので、その様子も交えて報告をさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。

附属化推進会議の第1回目につきましては、先ほどの副町長の答弁にありましたように、町長が出席しまして意見を申し上げているところでございます。第2回目が9月18日にございまして、私が代理出席させていただいておりますので、その会議の様子といいますか、概要を報告させていただきたいと思っております。

まず、行政側として出席者につきましては、京丹後市の中山市長をはじめ、宮津市、伊根町の副市町長、それから与謝野町は私が代理でございます。それから地元の病院長、それから地区医師会、それから大学の事務局をはじめ、関係者の方、それから京都府の健康福祉部の幹部の方といったメンバーで会議が行われております。

そういった中で、意見としてございましたのが、地元行政側からですが、先ほどのご発言もありましたように、伊根町を除きますこの2市1町で、9月に同様の一般質問も受けているというふうなことで、地元行政としては責任ある答弁にも限界があるというふうなことも言われる中で、地域住民の皆さんは、このたびのこの附属化の件で情報不足で不安と懸念を持っておられるというふうなことから、京都府が直接地域住民の方に説明なり意見を聞く場を設けるべきであるというふうな、地元行政としての総意として要請をさせていただいております。

それから、ほかにも意見がございまして、地元の病院長からとしましては、「10万人都市として、この丹後地域の医療がどうあるべきかということの位置づけで与謝の海病院を考えるべきである」と。「ですから、短期、中期、長期というふうなスパンを分けて整備計画を立てるべ

き」また、「附属化による医科大学の役割をはっきりさせてほしい」と。「丹後地域の人口減少、超高齢化社会に対応した丹後方式をつくり、大学の理念として掲げるべきである」と。「将来の日本の医療モデルとなるような、この丹後が大学研究の大きなフィールドになるようにすべきである」というふうな意見もございました。それから、「まずもって、地元住民にとって何がどのようによくなるかを視点に附属化を進めるべきである」というふうなご意見も出ておりました。

以上、雑駁ですが、第2回目の会議の概要として、それぞれ出された意見を紹介させていただきました。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。

先ほどのお話にもありました情報不足ですね。それといろいろ課題というのは多くあるというふうに思っております。独法化になってよくなるか、悪くなるかというの、確かに情報不足もあって大変不安に思っている方も大変多いというふうには思っております。

中でも、これは先ほどの社保協の会議に出席させていただいたときにもあったんですけども、お医者さんがどうなるかということになると、すぐには独法化してもふやせるわけではないと。これは先ほどおっしゃいました健康福祉部の医療課長さんですかね、が発言されておりますし、また、お医者さんがこれまでから二、三年でころころとかわっていく。これについてはどのようなことになるかということについては、与謝の海病院に地域医療講座を置かれるという、こういう話もあったかとは思いますが、こういう形でされて、医師の派遣拠点といいますか、こういうふうなものをつくれるというふうにもお伺いしておりますが、このことによってさらに、今年2年から3年いていただいておりますけれども、もっと早いペースで、3カ月おきとか、このような話もあったんですが、いずれにしても、京都府さんのほうもとりあえず独法化をして、それから今からいろんなことは考えていくんだという、今の段階では、私はそういう考えでやられているのかなというふうに感じたわけです。

ですから、今後、先ほど課長が出席していただいた推進会議ですね、これは2回目が開かれたということで、独法化が4月になったとして、今後も続けられるようにお聞きはいたしておりますので、こういうふうに積極的に意見をさせていただきたいなというふうにお願いをしたいというふうに思います。

質問を変えさせていただきます。

CATVの拡充についてということで、ちょっと質問聞き逃したかもわからないんですが、1点目の、学校、保育所の活動の取り組み、これについての番組制作はどのようにお考えになっているのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 1点目のご質問、担当職員がテレビに出てご説明やらご案内をしたらというご提案についてだったと思うんですが、先ほどは答弁の中で、現在保健師が出演しております「健やか広場」という番組を制作しております。確かに議員がおっしゃいますように、事情の詳しい担当職員が出て、テレビの中で具体的にお話しする方が視聴者の皆さんにも理解が得やすいということは承知をいたしておりますけれども、なかなか全ての業務というのは困難だと思いますけれども、今後、必要な場合は積極的に考えていきたいということでございます。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 敦賀の嶺南ネットワークですね、これたまたま視察に伺ったときに番組を見させていただいておまして、その中で国保料の値上げについて、担当職員の方がパネルで説明をされておまして、大変わかりやすいなというふうに思いましたんで、ぜひ検討していただけたらなというふうに思っております。今、現在言われております、保健師さんがやられております健康やか広場、これについては私も拝見させていただいておりますんで、いろいろとそういった取り組みも前向きに検討していただきたいなというふうに思っております。

次の、町施設で生放送ができる施設はないのかということで、現在わくばる、議場、そしてスタジオであるというふうにご答弁いただきました。例えば、有事の際に人が入って、例えば元気館ですかね、この間記者会見開かれましたけれども、元気館に、これ光ファイバーが必要だというふうにお聞きしとるんですけれども、1カ所ぐらいそういう施設があってもええんじゃないかと、会議なんかでも生放送できる施設がですね。どのようにお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） そういったことも考えられるのかなと思いますけども、先ほど申し上げましたように、災害時はそれぞれ役場の職員は災害警戒支部、あるいは災害対策支部に格上げになりますと、それぞれ担当の災害対策本部、あるいは警戒本部のそれぞれの部で要員となって張りつけになりますので、そういった制約もあって、本当は民放のように刻々と災害の状況なんかが、あるいはその対策の状況なんかが放映できればいいのかもしれないんですけども、ちょっと物理的にしんどい状況があるということで、現在のところは考えておりません。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 災害についてはわかりました。有事と言っても、災害だけに限らず、会議なんかの状況だとかも、施設がないわけですね。今は議場と、そしてわくばるという状況ですので、その点のところはまた前向きに考えていただきたいなというふうに思います。

そして、次3点目のグローバルIPアドレスですね。これについてですけれども、今現状として120あると。これは今法人の数から言っても、法人の数が100件ですか、100件あるということで、不足は生じないだろうということなんですけれども、次の募集かけられるとしたら、一般の方もあるわけですよ、私はそういうように思っとるんですけれども。その辺のところ、今後一般ユーザーの方に払い出しをされるような考え、それはしないのかどうかという点についてお聞きしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 利用できる個数は一応120個ということで、現在KYTネットを利用している法人が約100社。これが、この100社が全て利用されるわけじゃないと思いますので、優先的に事業所を優先的に利用いただきますけども、余った場合につきましては、個人の方を対象に第2次募集として募集を行いたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 一般のユーザーの方にも募集をかけていただけるということで、その点のところはいいことだなというふうには思っております。ただ、KYTの場合、これは放送局によっても違うんですけれども、もともと持つとる数というのが256で、残っとなる分が120ということ

なんで、もともと数が少ないわけですね。

現在、ちょっと難しい話はやめにしたいんですけども、枯渇の問題がありまして、今現在のインターネットプロトコル、IPのv4ですか、これはもう全世界で42億個しかないわけですね。全人口が60億人としますと、40億個しかないわけなんで、パソコンに限らず、スマートフォンであったり、iPADであったりとか、1人1個という計算にはならないですね、2個、3個持つ場合もあります。そうしたときに、大手プロバイダはIPのv6、これにいくと128ビットですので、無限大の数の払い出しができるというふうになるわけなんですけど、近い将来、このIPv4からIPv6、これに切りかわっていくというのは、もうここ四、五年の話になってくるんじゃないかと。ということになると、KYTのほうでもこれに向けてどのような体制が必要になるかということは今から考えていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。個人さんのユーザーに関しては、IPのv6になりますと、ご家庭にありますルーターを買い換えということもご負担いただかないけないということになりますし、町内のKYTの機器類に関しては、ファームウェアの書き換えであったりだとかいう、コンピューターシステムのソフトウェアの書き換えが必要になると思うんですけども、この辺のところ、試算でもまたしていただきたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今、議員のおっしゃっていましたがIPv6ですけども、将来的にはそういった話になるのかなというふうに思います。その場合には、希望された方全員に利用していただけることになるのだろうというふうに思いますが、ちょっと専門的な話なんで、加悦の地域振興課長から答弁をさせていただきます。

議長（赤松孝一） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えをさせていただきたいと思います。

議員おっしゃいましたように、今現在、有線テレビではIPv4というアドレスを使ってインターネットを利用させていただいております。実際町民の利用者の方に利用させていただいておりますのは、グローバルIPを3つ使っていただきまして、その後はプライベートアドレスということで、電話番号に置きかえますと、内線電話番号を使ってインターネットを利用させていただいております。

議員の発言にありましたIPv6というのは、IPv4とは全く別のアドレスということになりまして、一番問題がありますのは、IPv4とv6の互換性がないということで、IPv6ですと、IPv6専用のウェブを見ただかんなんということになっております。現在使っておりますIPv4が昨年3月に枯渇したということになっておりますが、与謝野町有線テレビで利用させていただいているIPv4につきましては同じように、インターネットにつきましては今後も同じように使っていただけるというふうに考えております。特にIPv4とv6の違いと申しますのが、今メリットがほとんどないというふうに言われておりまして、なかなかIPv6に変更ができていない、実際IPv6で利用されておりますのは、全世界で1.5%ぐらいというふうな状況になっておりまして、これが今のIPv4方式というシステムがIPv6に変わりますのは、相当期間がかかる。先ほど4年とか5年とかおっしゃいましたですけども、さらに、中には10年以上かかると。つまりIPv4を使っておられる方がありましたら、IPv4はその

ままずっと使っていかななくてはならないというふうなことがあります、すっかり全部が変わるには相当年月がかかるだろうというふうに言われております。それで、与謝野町有線テレビも最終的にはI P v 6方式をとらざるを得ないようになるというふうに思っておりますけども、ここ数年でI P v 6に変えていかなければならないということはないと思っております。

また、事業費につきましても、今ネットワーク、あるいは中のサーバー、それぞれがI P v 6対応にしていくための積算ということですけども、CATVの段階では、今のところまだ積算はできないという状況になっております。また、個々のお宅でも、先ほどありましたように、それぞれのルーターをI P v 6用に変換していただかんなんというふうなデメリットもありますので、当面はこのまま使っていただいても特に問題はないというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。互換性も確かにないですし、メリットという点でも、枯渇しとるからI P v 6に変えなあかんという状況もあるんですが、いずれにしてもここ四、五年というより、10年もかかってからということになるというふうには考えております。

今後も、期待されるCATV事業を実施していただきたいなというふうに思っております。

以上で質問終わります。ありがとうございます。

議 長（赤松孝一） これで、和田裕之議員の一般質問を終わります。

ここで、50分まで休憩いたします。

（休憩 午後 3時33分）

（再開 午後 3時50分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

次に、4番、杉上忠義議員の一般質問を許します。

4番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

地域の再生、町民の生活文化を豊かに、職住接近の復活についてであります。

関西経済界のシンクタンクから、昨日24日、2012年度版の関西経済白書が発行されたと報道されています。アジアの成長を取り込んで関西が躍進するには、イノベーション、変革が不可欠とし、産業だけではなく、地方行政や市民意識などあらゆる分野での変革の必要性が説いてあります。産業が成長するには、環境、観光分野などが牽引役になるとしています。観光分野では、バイオマス発電への利用促進といったエネルギー関連技術開発が雇用の増加効果が大きくなると試算が紹介されているところでございます。観光分野も、海外からの訪問増加が定住人口の減少を補う重要な要素であると主張されています。問題点といたしましては、観光などの取り組みなどが、各自治体や経済団体ごとにはばばらに実施されていくことが指摘されているところでございます。

一方、地方与謝野町が直面している現実、極めて厳しいところでございます。若い世代は大都市に流れ、地方に残るのは高齢者ばかり。加えて、少子化が地方衰退に拍車をかけているということが一般論として定着してしまいました。「国土の均衡ある発展」から一転いたしまして、「均衡ある衰退」になってしまっているようであります。

さらに、ここに来まして地方が抱える最大の問題は、地元の仕事がないということになってい

ます。そこで、具体的な数字として、ことし8月に実施されました日経リサーチのインターネット調査によりますと、地域で今何が問題になっているかの設問で、有効回答数1,820件の結果は、1位が高齢化、67.1%、2位少子化、39.1%、3位が働く先がない、34.9%、4位が自治体の財政難、31.8%となっています。また、身近な出来事といたしましては、与謝峠の福知山方面に向かっての朝の通勤時間帯が大変混雑する。仕事先が町外の方がふえまして、ソフトボール連盟の試合が棄権するチームが多くなってきました。こうした状況の数字を、このほど北近畿経済新聞社が2010年の国勢調査の市町別従業地、通学地集計をもとにまとめて発表しております。常住地内で就業・就学している人の割合が、与謝野町が53.5%と府北部で最も低く、流出人口が4,451人となっております。ただいまの時間帯、与謝野町から京丹后市へ約1,000人、宮津市に約2,000人、福知山市には606人の人が通勤・通学をしております。こうしたことから、職住接近の生活が完全に崩れている結果となっております。このことが与謝野町の活気が低下している最大の要因ではないだろうかと考えております。こうした厳しい現実を町はどう捉え、どうするのかお尋ねいたします。

こうした中で、持続可能なまちづくりの戦略として学者などの主張を参考にしますと、まず、地域産品を地域で消費すること、地産地消を発展させて、地域経済や社会生活を一体に考える地域主義に立つこと。グローバル社会に反するようですが、狭い地域の中でさまざまな人々が暮らし、すぐれた企業や学校があり、新しい商品や新しい文化が創造される地域にならなければならないと思っております。今日的課題である再生可能エネルギーを使い、循環型社会の確立。公共交通を優先した、高齢化社会に適したコンパクトな町にすること。第2次産業に従事する人が多い与謝野町から、第6次産業化を推進する町になること。何事も情報公開をして、行政と住民が協働した取り組みができるようにすること。以上のことが大変重要であると思えます。

そこで、町長の見解をお尋ねいたします。

また、バブル経済の反省から、経済成長だけではなく、歴史と文化を重視した地域再生を考える必要があります。8月8日に閉会いたしました通常国会で、議員立法による、11月1日を「古典の日」とする法律が成立し、9月5日に公布されたところでございます。祝日にはなりません、家庭、学校、地域で、文学、音楽、美術、演劇、伝統芸能など、古来の文化的にすぐれた価値を有するものに親しめるような取り組みを国や自治体が促すことを定められ、古典の日を設けることで、心豊かな生活や文化的で活力ある社会を実現することを目的としています。

京都府の文化政策課によりますと、法制化後はじめて、古典の日には「古典の日推進フォーラム」が開かれる。また、12月16日には、高校生が伝統芸能を披露する「第1回全国高校生伝統文化フェスティバル」を実施するとしております。オール京都府の取り組みになることが期待されるところでございます。

歴史と文化力は本町の得意な分野であります。丹後建国1300年事業とうまくコラボレーションさせた取り組みが重要であります、町長の見解をお尋ねいたします。

以上の点につきまして、よろしく答弁いただきますようお願いいたします。

議長（赤松孝一） 答弁を求めます。

堀口副町長。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 杉上議員のご質問、地域再生、町民の生活文化を豊かに職住接近の復活についてお答えをします。

議員がおっしゃいますとおり、先般、北近畿経済新聞で発表されました常住地内の就業者・就学者の割合は京都府北部で最低となっており、町内の就業率の向上を目指す上で、雇用の問題は大変重要であると考えております。

現在、町で行っております雇用に係る取り組みにつきましては、雇用促進奨励補助金をはじめ、国の緊急雇用対策の重点分野雇用創出事業を通じ雇用創出を図っております。また、峰山公共職業安定所から毎月報告があります、一般職業紹介状況の7月分の月報では、有効求人倍率は、峰山公共職業安定所管内で0.91%と徐々に雇用回復の兆しはあるものの、現実には依然として厳しい状況であります。

こういった状況の中、本町においては、今この地域で事業を頑張っておられる事業所や企業の振興こそが持続可能なまちづくりに不可欠であると考え、本年4月1日に「与謝野町中小企業振興基本条例」を施行したところでございます。先ほども申し上げましたが、既存の企業への町の支援策として雇用促進奨励補助金制度などを設けておりますが、こういった制度の充実や条件緩和、さらに新たな支援策の創設については、産業振興会議を重要な検討の場と位置づけ、地域経済の活性化策、雇用創出につながる取り組みを町ぐるみで進めてまいりたいと考えております。

また後段の、当町の歴史・文化力と丹後建国1300年事業とのコラボについてのご質問ですが、1300年事業の基本理念は、丹後の歴史や文化の側面から地域資源を掘り起こすとともに、地域の宝をもう一度再認識する中で、1300年の歴史を振り返りつつ、当町のまちづくりや地域活性化はもとより、丹後地域一体となった取り組みを行うことで100年先のまちづくりや観光振興につなげていこうとするものですので、議員ご指摘のように、うまくコラボすることで丹後の活性化につなげていく機会としたいと考えております。

以上で、杉上議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4番（杉上忠義） 答弁ありがとうございました。

ただ、答弁聞いていまして、一番最初の現状の認識ですね。なぜ与謝野町から仕事を求めて流出人口が与謝野町が多いんだという、町としての見解といいますか、認識が今の答弁にはなかったと思うんですけども、その点の答弁を求めておきたいと思えます。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 常住地内の就業者・就学者でございます。今申し上げましたように、以前でありますと、職住接近と申しますか、常住地内、常に住んでいる地域の中で職につかれたり、あるいは学校もこの地域の学校に就学をするということであったわけですが、近年は、議員もおっしゃいましたように、京丹後、あるいは福知山、あるいは宮津、こういった常住地域外へ就業をされておられる方が多くなっておるとい状況であります。

その原因としましては、一つには基幹産業であります丹後ちりめんの不振と申しますか、その問題もありましょうし、以前なら町内で勤めることができた町内の企業の問題もあろうかと思っております。その結果、常住地域外の京丹後市をはじめとした地域への就業者がふえておるとい

うふうに認識をいたしております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 合併の社会的背景にもなったと思うんですけども、青年会議所の資料によりますと、宮津市民の市外の就業地で最も多いのは与謝野町であり、与謝野町民の町外での就業地で最も多いのは宮津市であると、こういうふうになっております。こういった点から考えまして、地域全体で、丹後全体で考えることが多くなってきたということが、今言いましたように、平成の合併の大きな社会的背景であったということは事実だと思います。

そうした点でいきますと、この高齢化社会を迎える中で、高齢者も働ける場を確立するとか、そういった積極的な取り組みが、介護の面以外はなかなか具体的になってきていないのが非常に大きな問題ではないかというふうに思うところでございます。今、副町長の答弁にありましたように、企業が衰退していきまして、地場産業が衰退し、観光産業を興そう思ってもなかなか進展していない。第1次産業から第2次産業を含めて、6次産業化もなかなか取り組んでおりますけれども、もう一つ成果が出ていない。であるならば、どうしたらいいのかという町を挙げての議論といたしますか、プロジェクトチームをつくるとかいろんな点が欠けているのではないかというふうに思うんですけども、この点のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） いろんなお考えがあると思いますが、先ほど申し上げましたように、まずは現在この地域で事業を営んでおられます事業所や企業に頑張っていただくということだというふうに思います。いきなり工業団地をつくって、そこに企業誘致という話には、現下の情勢では難しいと思います。そんな中では、まずは現在頑張っていただいております方が一層頑張っていただけるように、行政としての一層の支援をしていくということだろうというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 私なりに先ほど申し上げたわけですけども、再生可能エネルギーの取り組み、これを使いました循環型社会、これのバイオマスの取り組みが、前回の議会でも取り組んでいるということをお聞きしたんですけども、その後進展ですね。それから、今議会でありましたように、北近畿タンゴ鉄道、65歳の高齢者200円で乗車できるというような取り組みもなされております。こうした点を踏まえまして、町として指針といたしますか、こういう社会にしていくという何か指針をお持ちなんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員がご提案をいただきました再生可能エネルギーを使った循環型社会の確立、あるいは公共交通を優先したコンパクトな町ということではありますが、議員がお尋ねの、町としての一定の指針というものは特にございません。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） もう一つ重要なのは、ここにも述べたんですけども、情報公開と住民との協働によるまちづくりのしっかりとした姿勢を町が示すということが重要だというふうに思います。協力して働くというのが、最近の辞書には出てきたというふうに聞いているところでございます。この情報公開のあり方、先ほどから与謝の海病院の問題でも出ておりますように、これが非常にまちづくりを推進する場合重要だというふうに思うところでございます。

そこで、具体的な例で挙げてお尋ねしたいと思うんですけども、今議会から勢旗議員が再三再四指摘されております、丹後海陸交通による大阪行き的高速バスが、旧加悦町、加悦谷は通らないわけですけども、こうした点の情報公開が、役場の職員さんと我々住民と非常に感情というか、受けとめ方が違いまして、3月27日に丹海から申し入れがあったけども、町民にそのことを投げかけずに今日まで来て、廃止になりますというチラシが入るまでわからなかった。このことは非常にまちづくりを推進する場合に、この「協働」という言葉がなかなか当てはまりにくい現象が一つ出たというふうに私は思っております。

2点目は、今副町長、指針がないとおっしゃいましたけども、特に野田川地域におきましては、景観条例もございませんし、都市計画もございません。どういう町並みを野田川地域に形成するかという指針もお持ちでないならば、例えば超大型店が最近動きがまた活発になったと聞いておりますけども、どういう町の姿勢、見解を持ってその大型店の進出に対して対応されるのか。これは非常に大きな問題になってくるというふうに思います。そうした点を踏まえまして、町民にどういうふうにして情報公開して現状を知らせていくかということが、町民の中に変な思惑や不信感を抱かさないという点で非常に重要だというふうに思っております。

この2つの例を挙げて申し上げましたけども、副町長の見解をお尋ねいたします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 町民の方々との協働のまちづくりにおきましては、情報公開は本当に大事なこと、重要なことだというふうに以前から認識をいたしております。現在は情報公開の件数も非常にふえておりまして、積極的にできる情報公開は努めているところでございます。

そのような中で、2点具体的にご質問がございました。丹海バスの大阪行き的高速バスのお話と、それから大型店のお話でございます。

1点、丹海バスのお話ですけども、これは3月末に丹海から町のほうは聞いたわけですけども、積極的にあえて情報公開といたしますか、地域の方々に確かにお知らせはいたしておりません。ダイヤ改正をもとに、いつも丹海さん、あるいはKTRでいろんなダイヤ改正の節目節目でいろんな改正をなされております。その一環、会社としての考え方でそのようにされたというふうに受けとめておりまして、特段情報公開といたしますか、地域の方に発信はいたしておりません。

それから、大型店の問題、景観条例の関係も含めましてご質問がございました。大型店の問題につきましては、かねてから申し上げていますように、法律条例規則にのっとって粛々と対応をさせていただくということでございます。先ほど議員は、最近動きがあつてというお話を言われましたけども、特段町民の方にお知らせをするようなことはなかったかというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 繰り返しになりますけども、高速バスの場合は、非常に大きな考え方のずれがあったというふうに私は思っております。うれしかったんですね、高速バスが走るということが。私のほうも家がよく揺れまして、瓦も落ちそうになったんですけども、それでもバスが通らないでくださいという町民の方はおられませんでした。大阪へ行けるんだと。加悦の町から大阪へ行ける、この喜びのほうが大きかったんですね。高校生もロードショーの映画、今でいうと「シネコン」に行けると。その日に帰ってこられるという、このうれしさとか喜びのほうが大きかったん

ですね。だから非常にショックがあったというふうに私は思います。たまたま天橋立クリーン作戦に参加したんですけれども、丹後海陸交通会社の社員の方と一緒にあったんですけれども、非常に多くの与謝野町民から抗議の電話をいただいたと、驚いているんだというふうに聞いております。こうした点を踏まえまして、やはり考え方がいいですか、見解がいいですか、大きな違いがあるのを、ぜひとも庶民に寄り添った行政をぜひとも実現していただきたいというふうに思うわけでございます。

情報公開のあり方で今お尋ねしました大型店の動きに対しましても、農林課や何かで聞きますと、農地転用に来られましたというふうに聞いておるところでございます。なぜそうした点をお隠しになるのか、私は非常に疑問だと思うんですね。そうすることによって非常に大きな町民と行政との不信感が生まれて、大きなうねりになっていくのではないかというふうに思います。何も隠すことなく、法律にのっとってと言われましたけれども、法律上はごみの問題、水道の問題、交通の問題、騒音の問題、これは行政が解決する問題でございます。そうした点を踏まえまして、町民には全て明らかにしていくほうが、まちづくりにおいて大変重要だと私は思うんですけれども、再度の答弁を求めたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 同じようなお答えになるかもしれませんが、丹海バスの件でございます。

確かに、これまでは加悦地域を通して福知山へというルートが野田川の丹海本社、そして宮津から高速に乗り上げて、そしてこれまでは立ち寄ることがなかった大阪空港も立ち寄るということに変わったと認識をいたしております。加悦地域の方にとりますれば、これまで家の近くから乗れたというバスが、乗ろうと思えば丹海本社のほうまで出向かなければ乗れないということは確かにあろうかと思うんですが、今回の改正によって、空港にも直接乗り入れができる、さらに時間的にも早くなるということで、それは地域の需要を考えた上での丹海さんの判断ということでございますので、それを受けて、特別町が積極的に広報をするという必要はないという判断でございます。

それから、大型店のお話でございます。農地転用云々ということをおっしゃいましたが、この件につきましては、農林課長のほうから少し答えさせていただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをいたします。

杉上議員さんは、農地転用の手続に見えたというふうにおっしゃいましたが、それは間違いであります。大型店の方が、農林課のほうにこの間何回か見えておられまして、協議をさせていただいております。それにつきましては、以前に、大分前に旧野田川町当時に出されておりました農地転用の事前準備書面があります。これが近畿農政局まで今現在行ったままになっておまして、宙ぶらりんになっておるということでございますので、それを取り下げたいということで、その取り下げの手続をどうしたらいいのかということについて来ておられたということにして、その手続のみで協議をさせていただいたということでございます。

あくまで、大型店進出に係る計画等につきましては、農林課は所管ではございませんので、農地転用のその取り下げの関係のみを協議をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） そこから先が、どういうことでお見えになったか。ぜひともこの場で聞いておきたいというふうに思うんですけども。

副町長はどうなんでしょう。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今、農林課長がお答えしたとおりでございまして、それ以上、それ以下でもないというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） それ以上でもなく、それ以下でもないという答弁でございます。ただ、先ほども申し上げましたように、与謝野町なりに野田川なら野田川の景観、あるいは町並みをどういう形成をするんだという与謝野町なりの指針を持って大型店等々に当たっていただかなければならないというふうに私は思います。また、農業の面からしまして、大きな農地でございまして、この農業の振興、先ほどから申し上げていますように、6次産業化等々取り組んでいただきたいわけですけども、こうした農地転用の面からも、しっかりとした与謝野町なりの農業の振興策、あるいは農地の保存、こういった面をしっかりと持って大きな会社とも事に当たらないと、なかなかうまくいかないのではないかとこのように思っているところでございます。ぜひとも、与謝野町なりの指針をしっかりと持って事に当たっていただきたいというふうに思います。

もう1点は、先ほどから申していましたように、情報公開をぜひとも町民に向かってしっかりとさせていただくというふうに再度求めておきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 先ほども申し上げましたように、情報公開は大変重要なことと認識をいたしております。情報公開をすべき内容につきましては、従来から積極的に情報公開を進めてきたつもりでありますし、今後も必要な情報公開を進めていきたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） この点につきまして、先ほど申し上げましたコンパクトな町、コンパクトシティを与謝野町は求めるのか、それとも拡大したまちづくりを求めるのか。この点を明確にお尋ねしておきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 済みません。ちょっと私の聞き漏らしかもしれませんが、公共交通を優先したコンパクトな町という意味がもう一つわかりにくいので、恐れ入ります、もう一度お願いしたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 反問権もありますよ。

杉上議員。

4 番（杉上忠義） ご存じのように、超大型店が郊外にどんどんできていきまして、中心市街地が疲弊して、シャッター通り商店街が全国で生まれてきたということで、まちづくり3法が大きく変わってまして、特に青森県で成功例がありまして、除雪の費用が東北地方は大変大きな費用がかかるということで、町の中に公共施設や大型店を集中させて、誰もが歩いて暮らせるまちづくりを目指したところ成功したということで、全国的にこのまちづくり3法を大転換いたしまして取り

組みが始まってきているところでございます。そうした点を踏まえまして、与謝野町はどういった方向に行くのか、しっかりとした指針も、またこれが重要であるというふうに述べておきたいというふうに思います。

私は、もちろん高齢化社会に向かってコンパクトな町につくり上げていきたいなというふうに思っております。

副町長、お願いいたします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 除雪を例にとられて、中心市街地がだんだん衰退していく、郊外へ延びていくという中で、公共施設を中心に持ってきてコンパクトなまちづくりを進められた成功事例のお話を承りました。

それぞれの市町の人口分布、あるいは地理的な問題もあると思いますので、議員のご提案といえますか、示唆につきましては確かに承りましたけども、与謝野町として考えた場合に、この南北20キロメートル、東西5キロメートル、107平方キロメートルの中で、どういったコンパクトなまちづくりができるのか。また将来的に検討させていただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、古典の日に移って質問いたします。

決まらない国会で、議員立法によります「古典の日」が、法律が成立いたしました。超党派で成立したと聞いております。特に京都市におきましては、源氏物語千年紀を機会に大きな運動になったと聞いておるところでございます。先ほど述べましたように、国や市町村に対して、古典文学を進行させることを促す法律になっているところでございます。

先ほど述べましたように、丹後建国1300年事業というのが来年に向かって取り組まれております。この事業は、現在のところ、私も述べたんですけども、住民が主体となって取り組めるように、そういった事業になるようにというのが重要だと思うんですけども、この点の取り組み状況をお尋ねしておきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 企画財政課長がこの間打ち合わせの会議なんかに出向いておりますので、課長のほうから答弁をさせます。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 私のほうからお答えをさせていただきます。

来年度が丹後建国1,300年に当たるということで、本年度から準備に入っているということでございます。現在の状況としましては、実行委員会を間もなく立ち上げるということを行っております。

今回、杉上議員のほうから、歴史や文化を生かした1300年事業にと。そしてそれを地域振興につなげていくべきと、そういった趣旨のご質問でございますが、まさにそのとおりであろうかというふうに思っております。実行委員会間もなく組織されると思いますけれども、既に事業計画の中の基本計画ができております。その中身を見ましても、2つの柱がございまして、一つは、ふるさと丹後づくりプロジェクト、お宝の再発見、人材育成というプロジェクトと、もう一つの柱が、ふるさと丹後への誘客、歴史物語の発信、ツアー開発と、こういうことになってご

ざいまして、実行委員会の中に行政、行政の中でも私ども企画サイドと、それから歴史文化を担当します教育部局も入りまして事務局を構成しておりますし、実行委員会も、商工会議所、あるいは観光協会、それに文化協会、これらも含めまして組織をしていくということです、この1,300年という歴史を弾みに、今後のまちづくりに、特に誘客につなげていこうという趣旨で事業を行っていこうということでございますので、そういった多くの方々のご意見を伺う中で、具体的な実行計画については今後計画をしていくということになろうかと思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 多くの町民が参加、参画できるような事業にお願いしたいと思います。

早速11月1日が来るわけですが、本町におきましては、今年度の古典の日の取り組みは何か計画がありますか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） ことしの11月1日、余り日がないわけですが、特に本町としての何か事業をすとかいう予定はございません。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ちりめん街道等々の取り組みも行っておる町でございまして、どうか、文化の力でまちおこしというのも全国的に成功例も聞いておるところでございます。ぜひともこうした点からもまちづくりの推進をお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） これで、杉上忠義議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

次回は、明日、9月26日午前9時30分から一般質問を引き続き行いますので、ご参集のほどよろしく願いいたします。

お疲れさんでございました。

（散会 午後 4時33分）